

第4章 行動計画



◀ 「育てよう 未来のために」

福岡県立八幡中央高等学校 2年 荒木由美さん



「鳥たつ未来へ」▶

福岡県公立古賀竟成館高等学校 1年 橋本七虹さん

第4章 行動計画

第3章では、2050年の目指す社会と、それに向けて今後10年間に起こすべき4つの行動目標を示しました。本章では、4つの行動目標を達成するための具体的な施策を以下の体系で整理し、行動計画として示します。

1. 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

- (1) 県民への普及啓発
- (2) 教育・学習の機会を活用した啓発
- (3) 自然とのふれあいの推進
- (4) 生物多様性に配慮したライフスタイルの浸透

2. 生物多様性の保全と再生を図ります

- (1) 生態系ネットワークの形成
- (2) 重要地域の保全
- (3) 野生生物の適切な保護と管理
- (4) 地球温暖化対策との連携
- (5) 環境影響評価制度の充実・強化
- (6) 生物多様性に配慮した公共工事の推進

3. 生物多様性の持続可能な利用を図ります

- (1) 生物多様性に配慮した農林水産業の推進
- (2) 里地里山里海の適切な利用と管理

4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

- (1) 行政施策への浸透
- (2) 多様な主体の参画促進
- (3) 連携促進によるネットワーク化
- (4) 人材育成と活用
- (5) 調査研究の推進

なお、各施策のまとめりに「基本的な考え方」を示しています。さらに、行動目標の達成のために、特に優先的に実行すべき取組を「重点プロジェクト」として位置づけています。

また、実施する所管課を明記することで、関係部局が生物多様性の保全と持続可能な利用において、それぞれの役割を認識しつつ取組を進めていくことができるようにしました。

■ 行動計画の策定の視点

生物多様性の保全等に向けた取組は、行政のみでは成しえず、社会全体での取組が不可欠であり、生物多様性の社会への浸透とともに、各主体の取組を促進する仕組みづくりが必要となります。

現状において、生物多様性に関する社会全体の認知度は高くなく、他の環境問題に比べ課題として認識が醸成されていません。このような中、行政のリーダーシップが果たす役割は大きく、行政関係機関に生物多様性が浸透しているかどうかで、今後の展開が大きく左右されると考えられます。

このため、行動目標の達成には10年間の期間をしていますが、行動計画期間となるこれからの5年間は、生物多様性を社会へ浸透させる取組とともに、庁内関係部局の関連施策に生物多様性の視点の導入を進め、全庁的な取組体制を構築することに重点を置くこととします。

併せて、この5年間のうちに、地域が自立的に生物多様性の保全に取り組むことができる環境整備を可能な限り進めます。

つまり、今期5年間は、次期計画期間に向けた基盤整備期間として位置づけ、次期計画期間となる平成30年度から34年度にかけては、様々な主体による取組が県内各地で生まれはじめ、4つの行動目標の実現に向けて大きく前進する期間となることを目指します。

今期5年間の行動計画の策定の視点をまとめると以下のとおりとなります。

① 県の関係施策を活用して生物多様性を社会に浸透させる

県の施策は、環境のみならず、県土保全、社会資本整備、産業・科学技術振興、農林水産業の振興、モノづくり、人づくり、まちづくり、教育・文化の振興など、様々な分野に及びます。これらの施策は生物多様性の保全を直接の目的とはしていませんが、効果的に連携を図ることで、着実に生物多様性の重要性や配慮する視点を社会に浸透させていきます。

② 県の施策に生物多様性を組み込む

関係施策が生物多様性を考慮したものとするために、施策の関連計画や指針などに生物多様性を位置づける必要があります。施策の中には、確実な実行を目指すものばかりではなく、今後の取組の方向性や検討すべき課題として示した内容となるものも多くあります。

このため、生物多様性の保全と持続可能な利用の視点を、土地利用分野、農林水産分野、社会資本整備分野などの関連計画に反映し、生物多様性の浸透を図っていきます。

③ 県が率先して取り組むことで、市町村や事業者の取組を促す

県は、市場経済の動きや社会気運の醸成を待つことなく、率先垂範し、社会を牽引する役割が求められます。市町村に対しては、施策のモデルを示すとともに施策立案の支援を行い、民間事業者に対しては、社会的責任の啓発と持続可能な利用に向けて自主的な取組の支援・促進を行っていきます。

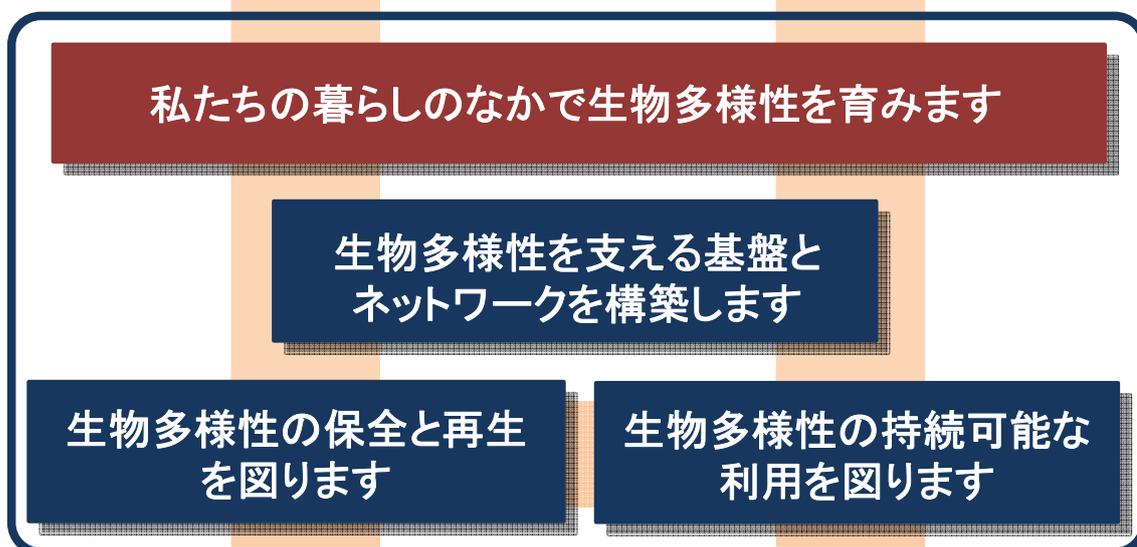
④各主体が自立的に取り組めるよう、「仕組みづくり」に主眼をおく

生物多様性の保全や持続可能な利用は、行政のみの取組で達成できるものではなく、県民、市町村、NPO等、企業など様々な主体による取組が必要です。

県は、これらの各主体が共通認識を持ち、互いに連携、協力を進め、それぞれの強みを活かすことで、取組が自立的・継続的となるような「仕組みづくり」を進めていきます。

生きものを支え、生きものに支えられる
幸せを共感できる社会を目指して

● 4つの行動目標(2022年までの10年間に達成すること)



■ 今期行動計画(5年間)・・・基盤整備期間

13の重点プロジェクトと200の施策

■ 次期行動計画(5年間)・・・取組展開期間

● 目指す社会(2050年に実現すること)

生きものを支え、生きものに支えられる
幸せを共感できる社会

1. 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

(1) 県民への普及啓発

生物多様性の保全等の取組を社会全体で推進するためには、まず生物多様性の現状や重要性について広く県民の関心呼び理解を深めることが必要です。このため、生物多様性と日々の暮らしとの関係をわかりやすく伝えることにより生物多様性を身近な問題として感じてもらうための広報や普及啓発が重要です。

【重点プロジェクト1】生物多様性Webサイトの開設

生物多様性に関する情報を、多くの人々が利用しやすいようにWebサイトを開設します。県民、企業、NPO等、市町村など、様々な主体がそれぞれの取組の中で活用できる有用な情報を整備し、提供していきます。提供にあたっては、SNS等の新たな情報提供ツールを活用するなど、広く県民の目にふれる仕組みを検討します。

■ 提供する情報例

- ・ 生物多様性保全等の活動を行う保全団体情報
- ・ 学校、企業、農林水産漁業者の優良事例
- ・ 県内おすすめの自然ふれあいフィールド
- ・ 保全・管理の担い手を必要とするフィールド
- ・ 生物多様性に関する人材バンク
- ・ 生物多様性保全に貢献できる認証制度や認証製品など

[自然環境課]

- 生物多様性の重要性を一般の人々に浸透させるとともに、生物多様性に配慮した事業活動や消費活動を促進するために以下の取組を実施します。
 - ・ 県が実施する農林水産分野や科学振興分野のイベント、広報事業などとタイアップした広い層への普及啓発
 - ・ 市町村が実施する環境関連イベントへの参画
 - ・ 県ホームページの「自然環境課サイト」「環境ひろば」「福岡県レッドデータブック」等の更新や充実などを通じたわかりやすい情報発信や普及
 [自然環境課]
- 生物多様性に関する県民の関心と認識を深めるため、様々な関係機関・専門家などと連携しながら、身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査の実施を検討します。 [自然環境課]
- 県が生物多様性の保全と持続可能な利用に関して講じた施策などについて、環境白書などを活用して広くその広報に努めます。また、福岡県環境県民会議など、多様な関係者

第4章 行動計画

が集う場において、県の生物多様性の取組について、理解と協力を求めます。

〔自然環境課、環境政策課〕

- 本県の食育計画である「福岡県食育・地産地消推進計画」にもとづき、食及び食を支える農林水産業の重要性さらには農山漁村のもつ多面的機能について、広く県民の理解促進を図り、もって県民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的に、様々な取組を実施します。食育は、県民一人ひとりが食を通じて生物多様性の恵みの大切さを知る上でも重要であるため、その普及・推進を図ります。

〔食の安全・地産地消課、自然環境課〕

- 寄付や所有地の提供、保護区域指定への同意など、生物多様性保全への善意と協力に対して、税制上の優遇措置などが講じられています。このような制度について、県民や事業者の認知度を高める普及啓発を実施します。

■ 制度例

- ・ 生物多様性の保全を行う特定公益増進法人に対する寄付金の税制上の優遇措置
- ・ 自然公園※、保安林などに指定された土地に係る固定資産税・相続税などの特例措置
- ・ 民有地を特別緑地保全地区、保安林にする場合の買取制度

〔自然環境課〕

※自然公園については、特別保護地区・第1種特別地域等に指定された土地に係る固定資産税の特例措置を指す

- ニューツーリズム（グリーン・ブルー・エコツーリズム）の普及拡大を図ることで、都市住民と農山漁村の交流による農山漁村の活性化や、自然環境や農林水産業に対する都市住民の理解や関心を高めることが期待できます。生物多様性に関連の深い県内の自然的景観や、文化や伝統などの魅力を地域の新たな観光資源として発掘し、ニューツーリズムに利活用されるよう、仕組みづくりを検討します。

〔自然環境課、食の安全・地産地消課、漁業管理課〕

（2）教育・学習の機会を活用した啓発

「新学習指導要領」において生物多様性に関する学習機会の充実が図られたように、生物多様性の重要性を多くの人々の共通認識とし、行動へ結びつけていくことが課題となっています。そのためには各段階での教育・学習を通じて、生物多様性に関する理解や知識を深め、それを行動へと結びつけていく能力を養っていくことが重要です。特に環境教育については、持続可能な開発のための教育（ESD）の観点から、世代間の公平、地域間の公平、環境の保全と回復など、社会と経済の関係性の中で学べるより発展した内容が求められます。家庭や学校、職場、地域などあらゆる場面における生物多様性の理解を深める機会の創出が必要です。

- 環境教育の推進に向けて、庁内組織「環境対策協議会環境教育部会」を活用し、庁内関係部署が連携して取り組むとともに、平成24年度に策定した「福岡県環境総合ビジョン」にもとづき体系的かつ計画的に取り組んでいきます。〔環境政策課〕
- 幼稚園・保育所、小中学校、高等学校等の各段階において、生物多様性に関する環境教育の定着を図るため、生物多様性や持続可能な開発のための教育（ESD）をテーマにした教職員対象の研修の実施や、講師人材の育成・登録に取り組めます。〔自然環境課、私学振興課、義務教育課、高校教育課〕
- 様々な業種、地域や年齢など幅広い対象者に応じた多様な学習機会の提供により、生物多様性に配慮した事業活動、消費活動、保全活動など具体的な実践活動につなげます。このため、以下の取組を推進します。
 - ・ 県職員による「出前講座」の実施
 - ・ 講師人材の育成・登録
 - ・ 県のインターネット情報「生涯学習ひろば」「ふくおか協働ひろば」などを通じた情報提供〔自然環境課、社会活動推進課〕
- 小学生を対象とした環境学習副読本「みんなの環境」に、本県の環境の状況や、水質や大気などの身近な環境に加え、生物多様性の大切さや、絶滅の危機にある野生生物の現状など、生物多様性に関する内容を記載し、子どもたちの理解の促進に努めます。〔自然環境課、環境政策課〕
- 県立社会教育総合センターなどの社会教育施設において、社会教育の一環として、生物多様性保全に係る環境教育講座や自然観察・自然体験活動の充実に努めます。〔自然環境課、社会教育課〕
- 英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」、社会教育総合センター少年自然の家などの県立青少年教育施設における青少年の自然体験活動等の機会と場の提供、指導者の養成及び質の向上、民間団体が実施する自然体験活動等に対する支援等を通して、青少年の自然体験活動と生物多様性の普及活動を推進します。〔社会教育課、自然環境課〕
- 子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境学習・環境保全活動に取り組めるよう、県内のこどもエコクラブ同士の交流の場の提供や、環境関連施設等の情報提供や見学会を実施し、こどもエコクラブ事業を推進していきます。〔環境政策課、自然環境課〕

(3) 自然とのふれあいの推進

自然体験や自然観察などの自然とのふれあい活動は、気軽に参加しやすく、生物多様性への関心と理解を深める機会になることから、より多くの活動が生まれるよう、そうした場所や機会を増やしていく必要があります。

また、自然とふれあう機会が少なくなっている現代人、特に子どもたちにとっては、学校や地域における教育や学習だけでなく、「五感で感じる」原体験の機会や日常生活の中で自然を感じたりすることができる自然体験の機会を増やすことも重要です。子どもたちがのびのびと遊べる森、里、水辺や海辺づくり、都市の中の身近な自然とふれあえる空間づくり、農山漁村の長期滞在など、自然体験のための環境づくりが求められています。

【重点プロジェクト2】生物多様性を体感できる自然公園づくりの推進

県内の自然公園には各地域特有の豊かな自然が広がっており、動植物などとのふれあいを通して生物多様性を体感できる重要なフィールドとなっています。ブナ林などの貴重な自然林や、野鳥や草花など四季折々の動植物をわかりやすく紹介する案内板や解説板の整備など、子どもからお年寄りまで訪れた人々が生物多様性の豊かさを体験できる自然公園づくりを進めます。〔自然環境課〕

【重点プロジェクト3】自然公園等におけるふれあい活動の促進

ハイキングやウォーキングなど年々増加する県民のレクリエーションの機会において、生物多様性を体感してもらう仕組みづくりを進めます。

自然公園や里山など生物多様性豊かな地域を巡る散策路（フットパス）をモデルコースとして設定し、公開します。また、モデルコースにおいて、自然体験活動や自然観察会などを実施できるガイドを育成し、登録します。

これにより、多くの県民に、気軽に自然とふれあいながら生物多様性を学ぶ機会を提供します。〔自然環境課〕

- 自然公園や都市公園、社会教育施設、森林公園などにおける自然とのふれあい活動を推進します。また、指導者の紹介などを通じて市町村や保全活動団体が行う自然とのふれあい活動を支援します。

〔自然環境課、公園街路課、社会教育課、林業振興課〕

- 自然公園は、森林浴、潮干狩りなどのレクリエーションを通じて、自然や野生動植物とのふれあいの場となっています。自然公園をフィールドとした自然観察会や生物多様性の普及活動などを推進するとともに、安全で快適な利用のため、トイレや駐車場などの自然公園施設の整備を図り、利用の促進に努めます。〔自然環境課〕

- 平尾台自然観察センターにおいては、引き続き指定管理者と協働して、自然体験型の環境学習や自然環境に関する展示会などの企画内容を充実させ、より多くの人たちに自然とふれあう機会を提供していきます。これらの体験活動を通して、生物多様性を含めた自然環境の大切さを伝えていきます。

〔自然環境課〕



平尾台自然観察センター

- 優れた風景地などを歩くことにより沿線の自然や歴史、文化とふれあうための九州自然歩道について、地域の自然とのふれあい活動を推進するために必要な案内標識や休憩施設などの整備のほか、安全な利用に向けた環境整備を実施します。〔自然環境課〕
- 四王寺県民の森や夜須高原記念の森などの森林公園においては、利用者が生物多様性の豊かさを体感できる森づくりを進め、普及と理解の促進を図ります。特に、森林公園では、県民にレクリエーション活動の場を提供するとともに、自然観察会等を開催し、ふれあい活動を推進します。〔林業振興課〕
- 県内3か所にある森林セラピー基地では、多くの県民が森林浴等で利用しており、都市住民が山村に訪れる新たな動機付けとなっています。セラピーガイドの育成やボランティア活動の場として紹介を行うなど、都市と山村との交流を支援していきます。〔林業振興課〕
- ふるさとや人を愛する心豊かな人間に育つよう、子どもたちが緑と親しみ、緑を愛し、守り育てる活動を行う「緑の少年団」に対し、少年団間の交流や相互の研さんを支援します。〔林業振興課〕
- 都市公園のビオトープについて、環境学習の場としての活用を推進します。〔公園街路課〕
- 川を活用した子どもたちの自然とのふれあいの場の充実を図るため、関係部局や地域の関係機関が連携し、子どもが遊びやすく生物多様性を実感できる水辺の登録と発信及び利用促進などを行います。〔河川課、自然環境課〕
- 河川に生息する淡水魚や水生昆虫を指標とした環境の調査を通じて身近な自然に接することは、環境問題への関心を高める良い機会となることから、参加型の水辺調査を引き続き実施します。〔自然環境課、環境保全課〕

コラム 11 水辺教室

福岡県では各地域の保健福祉環境事務所が主体となって、主に小学生を対象とした水辺教室を毎年行っています。この教室は実際に川に入って生きものを採集し、福岡県版簡易スコア法を用いて採点を行い、生息する底生動物の組成から水質の良否を判定するというものです。2011年度からは淡水魚類を用いた環境評価法も新たに作成し、多様な生物が生息する河川環境の重要さや、その保全について考えてもらう重要な場となっています。



(4) 生物多様性に配慮したライフスタイルの浸透

食料や木材、飼料など多くの自然資源を輸入し、利用する私たちの消費行動が、輸出国の生物多様性の恩恵と損失の上に成り立っていることを認識し、一人ひとりが生物多様性に配慮した行動をとることで、世界の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に対して責任を果たすことが必要です。このような消費行動のほか、家庭、地域、職場など様々な場面での個人の生活行動が生物多様性を考慮したものとなることが期待されます。

【重点プロジェクト4】県民行動リストの策定

私たちは、消費行動、家庭教育、地域活動、レジャーなど生活の各場面において、生物多様性の保全に貢献することができます。例えば、生物多様性に配慮した商品を率先して購入したり、地域の自然を保全するための地域活動に参加したり、子どもを自然に連れ出したり、自然の仕組みや生きもののことを教え伝えたり…。県民一人ひとりが日々の生活のなかで、生物多様性を意識し、その保全と持続可能な利用に向けた行動の目安となる行動メニューや考え方を示した県民行動リストを作成し、あらゆる機会を活用して、その普及を図ります。〔自然環境課〕

- 生物多様性等の環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）を育てるため、既存の環境認証制度の普及をはじめ、それらを取り扱う事業者や生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を積極的に提供することなどにより、消費者の意識の向上を図ります。〔自然環境課〕
- 九州グリーン購入ネットワークと連携し、環境に配慮した物品などの購入（グリーン購入）の普及促進を図ります。〔環境保全課〕
- 地産地消の取組は、輸送に関わるエネルギーの消費が少ないことや、地域の農林水産業の振興、海外の生物多様性の保全など、農林水産業の振興と生物多様性の保全を両立する流通形態です。引き続き、農林水産物の地産地消を進めるために、地域特有の多種多様な産物の生産等を推進するとともに、消費者への普及啓発を進めていきます。〔食の安全・地産地消課、林業振興課、水産振興課〕

2. 生物多様性の保全と再生を図ります

(1) 生態系ネットワークの形成

生物多様性が保全された県土を実現するためには、保全すべき自然環境をコアエリアとして確保し、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだ生態系ネットワークを形成していくことが必要です。

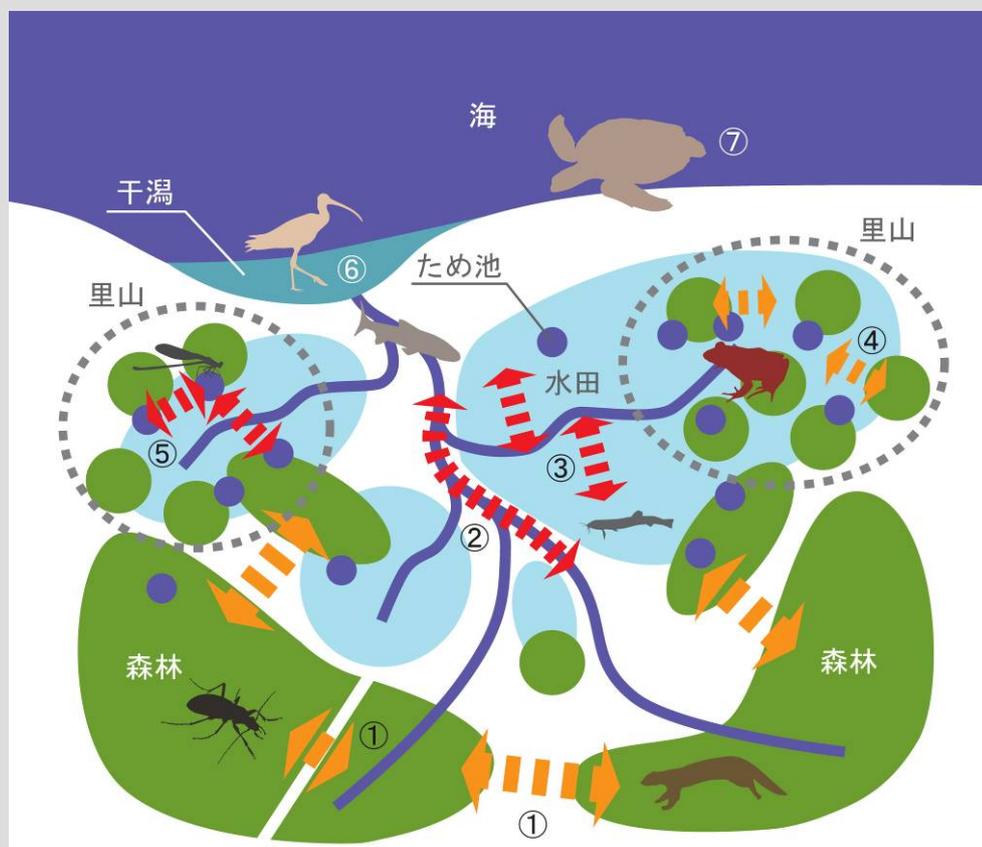
このため、森林、農地、都市、河川、沿岸、海域における生息・生育地の保全・再生・創出及び人工構造物の改良による生物の移動経路の確保などにより、生物の生息・生育地の連続性を確保するための総合的な取組が必要となっています。

- 県土レベルの生態系ネットワークの形成に向け、関係部局との連携のもと、現状の把握や実現手法の検討を行い、実現に向けた具体的な取組や考え方を整理します。
〔自然環境課〕
- 県土面積の45%を占める森林には、陸域の動植物の多くが生息・生育しています。生態系ネットワークの根幹として、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な森林の整備及び保全の基本方針を示します。
〔農山漁村振興課、農村森林整備課、林業振興課〕
- 水域の動植物にとって、河川や水路が持つ水のネットワークは重要です。森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークの保全を図るため、河川整備、貯水施設整備、農業施設整備、治山・砂防施設整備等の関係部局が連携した取組を推進します。
〔農村森林整備課、河川課、河川開発課、砂防課〕
- 都市地域において、広域的な生態系ネットワークの形成を計画的に推進するために、広域的な見地から市町村による緑の基本計画の策定と適切な保全への誘導を図ります。
〔都市計画課、公園街路課〕
- 都市域においては、限られた緑地や水辺が生態系ネットワークとして重要な役割を果たしているとの認識に立ち、都市公園整備等により、都市における生態系ネットワークの形成を促進します。〔公園街路課〕

コラム 12 生態系ネットワークの形成

生きものは、食料を得る、繁殖相手を見つける、繁殖場所にたどり着く、季節ごとに適した環境を選ぶ、花粉を繁殖相手に届ける、種子が発芽できる場所に到達するなどの目的で移動することによって、生命を維持し、次の世代に命をつないでいます。このように生きものにとって移動することは重要ですが、人間による自然の様々な改変によって移動経路の分断が起こっています。生態系ネットワークの形成とは、この分断を回避・解消することです。具体的には以下の①～⑦の取組が必要です。

- ① 開発に際しては森林の分断を極力避けるとともに、分断する場合は生物の移動経路を確保します。また、分断された森林を回廊で結ぶ取組も行い、森林性の生物の個体群の分断を回避します。
- ② 堰（せき）などによる河川の分断を解消することにより、アユやウナギなどの回遊性魚類が川と海を自由に行き来できるようにするとともに、その他河川内を移動する生物の個体群の分断回避も図ります。
- ③ 水田と水路、河川の間に分断を解消することにより、ドジョウやナマズなどの普段は水路や河川に生息し、産卵のために水田に移動する動物の繁殖環境を改善します。
- ④ 森林と水田の間の分断を解消することにより、ニホンアカガエルなどの普段は森林に生息し、水田を繁殖場所とする動物の繁殖環境を改善します。
- ⑤ ため池間を移動しやすくすることにより、トンボやゲンゴロウなどのため池を生息場所とする生物の地域個体群の存続を図ります。
- ⑥ 干潟やため池など渡り鳥の重要な休憩・採餌場所を保全・再生することにより、渡り鳥の生息環境を保全します。
- ⑦ 海域や沿岸域の環境を保全することにより、アカウミガメなどの回遊性の海洋生物の生息環境を保全します。



生態系ネットワーク形成の概念図

(2) 重要地域の保全

生物多様性の保全のためには、地域の特徴的な生態系や、多様な生物の生息・生育の場となる重要な地域について、十分な規模、範囲、適切な配置、規制内容等を考慮しながら保全していくことが必要です。

重要地域の保全のための地域指定制度として、生物多様性を含む優れた自然の保全を直接的な目的とするものと、文化財の保護や国土保全、生活環境の確保などであっても、間接的に生物多様性に寄与するものがあります。しかしながら、直接的に生物多様性を保全する地域指定制度は、指定の実態や規制内容等が、生物多様性の観点からみると十分とはいえません。

そこで、重要な生態系や生物の生息・生育地が先にあげた生態系ネットワークの核となるような地域としてよりよく機能するよう、その見える化と保全に向けた取組が必要です。

① 重要地域の保全に向けた新たな仕組みの構築

【重点プロジェクト5】

生物多様性の保全上重要な地域の抽出と保全の促進

これまで、保護すべき地域として、関係機関に共有されてきた情報は「自然環境保全地域」や「自然公園地域」など、法令によって指定されたものしかありませんでした。しかし、実際には、指定地域以外にも優れた自然は存在しており、これらの自然を適切に保全する仕組みづくりが必要です。こうしたことから、県内の様々な調査データをふまえて、生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出します。その情報を各部局が共有することで、県が実施する諸事業（空間計画の策定や公共工事等）において、構想段階から影響の低減に向けた配慮を行います。〔自然環境課、関係各課〕

- 本県土地利用基本計画上の5地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然環境保全地域）を所管する部局が連携して、生物多様性の保全上重要な地域の保全や生態系ネットワークの形成を図ります。〔総合政策課、自然環境課〕
- 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針や河川整備計画などの空間計画に生物多様性の保全上重要な地域や生態系ネットワークの意義を示すとともに、地図情報として図示化を検討します。このことにより、事業者をはじめとする関係者にその存在と重要性を浸透させ、施策の計画的な推進を図ります。〔河川課、都市計画課、自然環境課〕
- 生物多様性の保全上重要な地域において、都市計画法にもとづく開発行為のほか、林地開発、土砂埋立て、砂利採取、岩石採取、公有水面埋立てなどの各種開発行為については、関係部局が情報を共有するなどして、希少種の保護など開発による影響の低減に向けて適切な保全措置を講ずることができる仕組みを検討します。

〔農山漁村振興課、工業保安課、港湾課、水産振興課、河川課、都市計画課〕

- 生物多様性の保全上重要な地域における鉱物掘採については、国が許可行為に際して実施する本県への意見照会の機会を活用して、希少種の保全など環境への影響低減について必要な意見を述べていきます。〔工業保安課、自然環境課〕

② 自然環境の保全を目的とする既存制度を活用した重要地域の保全

- 生態系ネットワーク形成や生物多様性の保全上重要な地域の保全を促進するため、福岡県環境保全に関する条例にもとづく自然環境保全地域の追加指定または拡充を検討します。〔自然環境課〕
- 自然景観、野生動植物や生態系に関する調査などの結果をふまえ、必要に応じて自然公園区域及び公園計画を見直し、優先度の高い地域から段階的に自然公園区域の拡充を図ります。〔自然環境課〕
- シカによる自然植生等の食害、外来植物の侵入による在来植物の駆逐などにより、生物多様性の劣化や生態系の変化による景観の改変が生じている、または生じるおそれのある国定公園及び県立自然公園において、予防的・順応的且つ科学的に生態系の維持回復を図る取組を検討します。〔自然環境課〕
- 海域については、広域的な生物多様性保全の核となる藻場・干潟の分布や海流、陸域とのつながりを考慮し、生物多様性が豊かな近海域などについて、国の動向をふまえた上で国定公園の海域公園地区制度の活用を検討します。〔自然環境課〕
- 国の「海洋基本計画」にもとづき明確化した海洋保護区の設定のあり方をふまえ、国の動向を注視しつつ、国の指導に従い海洋保護区の設定を検討していきます。〔自然環境課、漁業管理課〕
- 鳥獣保護区は、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生きものを含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の重要な生息地については、引き続き鳥獣保護区の指定を検討します。〔自然環境課〕
- 地域の理解と協力が得られる場合であって、国際的に重要な湿地については、ラムサール条約湿地の登録を国や市町村と連携して推進します。〔自然環境課〕
- 地域において相対的に自然性の高い自然環境を保全することは、県土全体を通じて多様な生態系を確保する上で非常に重要であることから、市町村環境基本計画、自然環境保全条例等で示された重要地域の保全・配慮事項に関して、必要な助言等を行います。〔自然環境課〕

③ その他の制度を活用した重要地域の保全

- 本県の人間と自然との関係についての文化的な所産を保護する観点から、各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような特色のある景観地や自然地域、庭園や公園、巨樹古木等を対象として、文化庁や市町村と連携を取りながら、名勝・天然記念物の指定を推進します。〔文化財保護課〕
- 文化財に指定された地域については、地域の自然をふまえた文化的な遺産として市町村などと連携し、現況把握や保存管理計画の策定、維持管理・復元など、適切な風致の多様性と生物多様性の保全を推進します。また、市町村や地域住民などと連携し、環境学習、地域資源としての整備、公開などに関する取組を推進します。〔文化財保護課、自然環境課〕
- 自然と人間とが関わりながら育まれた文化的景観を保護する観点から、わが国民の基盤的な生活または生業の特色を示す農耕景観等の景観地で典型的なもの、または独特のものを対象として、文化庁や市町村と連携を取りながら、「重要文化的景観」の選定を推進します。〔文化財保護課〕
- 文化的景観の保存・活用を図るため、調査事業・文化的景観保存計画策定事業を推進するとともに、重要文化的景観に選定された地域について修理・修景などを行う整備事業を推進します。また、文化的景観の普及・啓発を図るため、地域住民などが参加する勉強会や公開講座などを実施します。〔文化財保護課〕
- 公益的機能の発揮が要請される森林については保安林の計画的な指定を推進し、希少種の生息・生育地保全等、生物多様性に貢献します。〔農山漁村振興課〕
- 都市における生物多様性を確保する観点から、市町村による風致地区や地区計画等の都市計画制度、緑地保全地域や特別緑地保全地区等の緑地保全制度の活用により、都市地域における良好な自然環境としての緑地の保全に努めます。また、多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制制度などの制度の普及に努めていきます。〔都市計画課、公園街路課〕
- 世界文化遺産においても生物多様性の保全は重要であることから、平成21年にユネスコ世界遺産暫定リストに記載された「宗像・沖ノ島と関連遺産群」における自然環境及び生物多様性の保全に関する取組を推進し、世界遺産登録を目指します。〔世界遺産登録推進室〕

コラム 13 民俗や文化の基盤となる生物多様性ー沖ノ島の生物多様性ー

沖ノ島は筑前海の洋上に浮かぶ孤島で、常緑広葉樹のタブノキを主とする深い森に覆われています。幹直径 1m を超えるタブノキの巨木が各所にみられ、本土側には分布していない暖地性植物のビロウやオオタニワタリが生育するなど、豊かな生物多様性が保たれている島です。

沖ノ島は島全体が宗像大社の神域で、古くから神宿る島として人々から崇敬されてきました。また、4 世紀後半から 9 世紀末にかけて国家的祭祀が行われ、古代祭祀遺跡が存在することから、平成 21 年には「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の一部として世界遺産（文化遺産）暫定リストに掲載されました。鬱蒼と茂るタブノキ原生林に代表される豊かな生物多様性が、このような民俗や文化を支える自然的基盤となっています。



タブノキ原生林



オオタニワタリ



ビロウ

④ 重要地域の適切な管理と利用

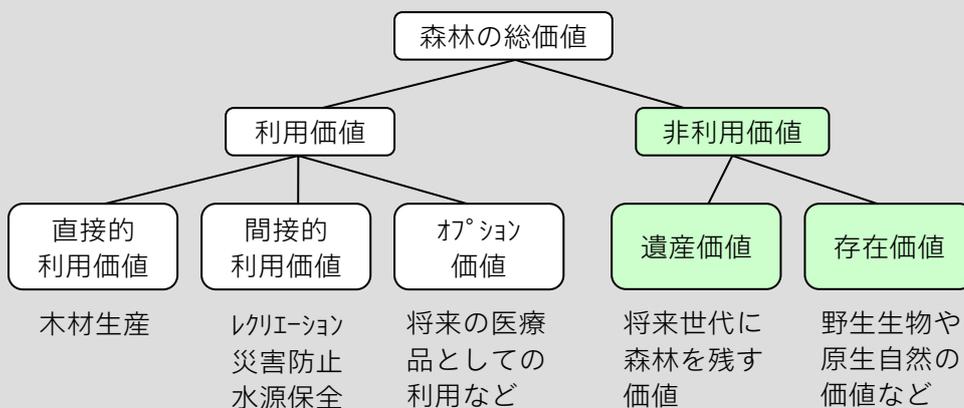
- 自然環境保全地域においては、現況把握などを行い、必要に応じて標識の整備や巡視などの適切な保全管理を推進します。〔自然環境課〕
- 自然公園指導員や環境保全指導員の活動を推進することにより、自然公園や九州自然歩道の適正な利用とその保全活動の充実を図ります。〔自然環境課〕
- 県内の九州自然歩道については、地元市町村への管理委託とあわせ、地域の自然に精通し

た住民、民間団体などの自発的な自然環境の保全・管理を推進するため、一定の管理能力を有する民間団体への委託を含めた新たな管理体制を検討します。〔自然環境課〕

- 鳥獣保護区においては、鳥獣保護員による定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、適正な利用や、鳥獣の生態などに関する普及啓発を行っていきます。〔自然環境課〕

コラム 14 生物多様性の「非利用価値」

生物多様性の価値は、大きく「利用価値」と「非利用価値」の二つに分けることができます。例えば、森林の価値を図解すると以下のようになります。

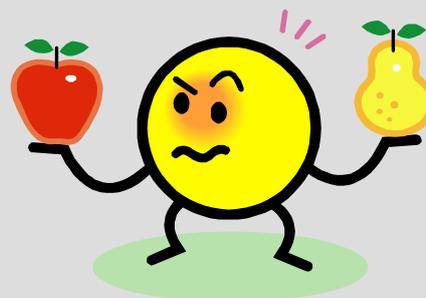


出典：60)

この中で、非利用価値は、生物多様性もつ特徴的な価値といえます。例えば、多くの人々が、原生林などの貴重な自然を将来世代のために残したいと考えたり（遺産価値）、野生生物が絶滅して悲しいと思ったりするのは、野生生物が存在していることそれ自体に対する価値（存在価値）を見出しているからです。非利用価値は、このように自分自身は利用しないかもしれないけれども、地球環境や将来世代のために保全するべきとする価値を指しています。

これまで、市場で取引されるもの以外の恵みの価値については、社会経済システムの中で適切に評価されることもなく、タダ同然に扱われてきました。このように生物多様性の価値が十分に認識されない中で、資源の過剰利用や開発が繰り返された結果、生物多様性が劣化しています。

現在、一つの手法として、非利用価値も含めた様々な生物多様性の価値を経済的な評価（貨幣価値評価）により可視化する試みがなされています。これにより、例えば、開発して得られる経済的価値と保全することで保たれる経済的価値や、両者に係るコストの比較が可能となれば、社会の意思決定や行動に生物多様性の適正な価値を反映することができるようになります。



(3) 野生生物の適切な保護と管理

野生生物は人類共通の財産である生物多様性の重要な構成要素です。それぞれの地域で普通にみられる種から希少な種まで多様な野生生物が将来にわたって生息・生育できるように、人と野生生物の望ましい関係を築いていくためには、野生生物の適正な保護と管理を進めることが重要です。

① 絶滅危惧種とその生息・生育環境の保全

種の多様性は、生物多様性の保全状況を示す最も基本的な指標です。本県では、これまでに 51 種の動植物が姿を消し、765 種が絶滅危惧種に選定されています。これ以上県内の種を消滅させないために、これらの種と生息・生育環境の保全が必要です。

【重点プロジェクト6】レッドデータブックの改訂

絶滅のおそれのある種の保全を推進するため、本県では、これらの野生生物の生息状況を取りまとめたレッドデータブック（レッドリスト）を作成しています。今後とも、野生生物の生息・生育状況の把握に努め、定期的な見直しを進めていくこととしており、平成 23 年度に発刊した改訂版（第 1 グループ）に続き平成 26 年度には改訂版（第 2 グループ）を発刊する予定です。また、レッドデータブックに関する情報をホームページへの掲載や概要版の発刊によりわかりやすく県民や事業者向けに発信することで、レッドデータブック掲載種の保全を広く呼びかけます。〔自然環境課〕

- 福岡県レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅰ類に指定されている種の中でも、特に絶滅のおそれが高く、捕獲・採集圧が減少要因となっており、規制による対策効果があると考えられる種を保全するための対策を検討します。〔自然環境課〕
- 絶滅危惧種やその生息・生育地の保全のため、福岡県環境保全に関する条例にもとづく自然環境保全地域の指定や、自然公園制度の活用、天然記念物の指定等、既存制度の活用・見直しによる取組を推進します。条例による保護区域とならない地域についても、生物多様性の保全上重要な地域として指定するなど、内外にその地域の重要性を発信し、開発等における配慮を呼びかけます。〔自然環境課〕
- 国定公園及び県立自然公園において、公園計画の見直しにあわせて、採捕を規制する指定動植物を見直し、希少種や生態系の保全を図ります。〔自然環境課〕

- 県が実施する公共工事や補助事業については、希少野生動植物の生息・生育情報の収集に努め、希少野生動植物種への影響を緩和するように努めます。また、国や市町村の事業に対しては、必要に応じて意見や助言を行います。〔関係各課、自然環境課〕
- 希少な猛禽（もうきん）類や渡り鳥の生息地及び渡りルートの情報収集に努め、風力発電施設をはじめとする各種開発行為の環境影響評価に役立てます。〔自然環境課〕
- 絶滅危惧種については、動物園、植物園、博物館、その他の研究機関との連携体制を整備し、必要に応じて生息・生育域外での保全を図ります。〔自然環境課〕

② 鳥獣の保護管理

野生鳥獣の保護管理については、鳥獣保護事業計画を定め、鳥獣保護区の設定や、生息状況の調査、鳥獣保護思想の普及啓発の実施など、適正な保護管理の推進に加え、計画の実施にあたっては、市町村、NPOなどと連携し、住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりが重要です。

- 鳥獣の生息状況の効果的・効率的なモニタリング、保護管理の中核的な担い手の確保や育成、個体数調整、緩衝帯の設置など生息環境管理、防護柵の設置や作物残渣（ごんさ）の除去など被害防除について、地域の取組への支援も含めた対応を進めます。〔畜産課、自然環境課〕
- シカやイノシシのように、生息数や分布域が著しく増加して農林水産業や生態系などに被害を与えている種については、「福岡県特定鳥獣保護管理計画」に基づいて実施される捕獲などによる個体数調整、被害防止施設の設置や生息環境の整備などの対策を科学的・計画的に推進するとともに、捕獲個体の回収・処理の支援など、地域資源としての活用を促進します。〔畜産課〕
- 鳥獣による生態系や農林水産業への被害が深刻化する中、増えすぎた鳥獣を捕獲する上で、狩猟の持つ公益的な役割と意義はますます高まっています。このため、関係団体と協力し、狩猟免許取得に対する支援や、わな猟者や銃猟者の技術向上のための研修会などを開催します。〔畜産課〕
- 鳥獣によって被害を受けている農家自身のわなを用いた鳥獣の捕獲を促進します。また、鳥獣被害対策実施隊の設置推進や地域ぐるみでの防除捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進します。〔畜産課〕

- ニホンザル（「福岡県レッドデータブック 2011」において準絶滅危惧種に選定）による農業被害の防止にあたっては、遺伝的多様性に配慮しつつ、その生息頭数などの科学的知見をふまえた被害防止対策を推進します。〔畜産課、自然環境課〕

コラム 15 福岡県内のニホンザル

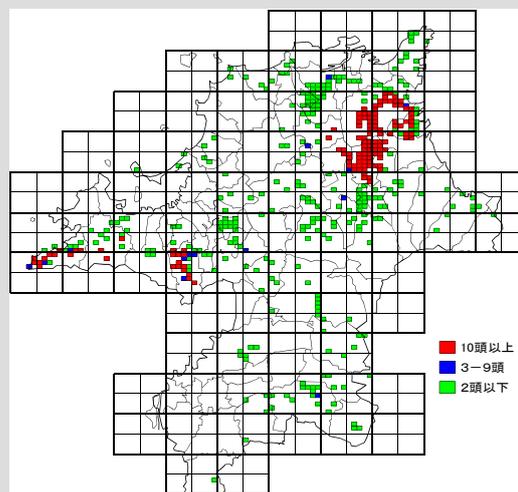
福岡県内では、ニホンザルの群れは主に脊振山地と香春岳～北九州市南部にみられます。合わせて4～5群、約360頭が生息していると推定されます。福岡県レッドデータブック2011では準絶滅危惧種に選定されています。

一方で、香春岳～北九州市では生息域が拡大するとともに数も増え、農作物の食害や、時には人に危害を加えるなどの問題も引き起こしています。

県内のニホンザルの各地域個体群を保全し、遺伝的多様性を維持しつつ、農業被害や生活被害の防止を推進することが求められています。



香春岳のニホンザル



ニホンザルの分布（2008年）出典：61）

- 干潟や湖沼などの生息環境の現況を把握するため、引き続きガン・カモ・ハクチョウ類の一斉調査を実施するほか、県内の鳥類の生息状況調査を実施します。〔自然環境課〕
- 鳥獣の保護管理に関しては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これをふまえた主体的な参加も求められるため、探鳥会などの鳥獣と親しむ機会の創出や自然環境教育の実施、安易な餌付けによる影響及び鳥獣による生態系・農林水産業などに係る被害の実態などについての情報提供などを通じて、広く人々に人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めてもらうための普及啓発及び助言・指導を積極的に行います。〔畜産課、自然環境課〕

③ 外来種の防除

経済・社会のグローバル化の進展により、人と物資の移動が活発化し、人為によって、生物が本来有する能力を超えて移動するようになりました。これに伴い、侵略的な外来種による生態系等への影響が深刻化しています。現在、本県では外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で指定された特定外来生物のうち18種の生息・生育が確認されていますが、今後、これら生物多様性に重大な影響を及ぼす外来種について、予防的かつ総合的な対策が必要となっています。

【重点プロジェクト7】外来種ブラックリストの策定

外来種のうち外来生物法で特定外来生物に指定された種については、流通等において規制の対象となっていますが、それ以外の種についても、侵略性が高く、生態系等への被害を及ぼしている外来種や、今後被害を及ぼすおそれのある外来種の生息・生育域の拡大が懸念されています。本県の地域性をふまえ、特定外来生物の指定種に加え、そのような外来種を含めて「外来種ブラックリスト（仮称）」としてリスト化し、県内の分布や定着経路、被害の実態などの情報を整備します。これによって種の適切な利用や飼育に向けての普及啓発や多様な主体による計画的な防除等の外来種対策を推進します。

〔自然環境課〕

- 本県における外来種の実態を把握し、公表します。これにより、外来種への関心と防除意識の喚起を図ります。また、外来生物法の普及と適切な運用を図るため、県民や関係機関に情報提供と助言を行います。〔自然環境課〕
- 外来種対策について、庁内関係部局の組織横断的な対応を推進するため、連絡調整組織の設置、各部局の役割分担の明確化、防除に対する基本的な考え方の整理、情報共有等を進めます。〔自然環境課〕
- 同一の種であっても遺伝的に異なる個体への配慮が必要であることから、善意の取組として各地で実施されている魚類の放流活動や植樹活動が生物多様性を配慮したものとなるよう、基本的な考え方を示したガイドラインを策定し、普及啓発に取り組みます。〔自然環境課、林業振興課、水産振興課〕
- 侵入初期段階にあり、防除の緊急性が高いアライグマ等の特定外来生物については、現状把握に取り組むとともに、防除マニュアルの作成や、関係市町村の防除計画策定の支援など、県と市町村、地域住民等が一体となった取組を推進します。〔自然環境課、畜産課〕

- 近年の外来植物の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で流下能力を阻害するなど大きな問題となっており、引き続き河川における効果的な外来植物対策を進めていきます。また、筑後地域のクリークにおいても、外来植物の分布域が拡大し、クリーク機能が阻害されていることから、クリーク整備工事にあわせて防除支援に努めるとともに、効果的な防除手法について技術的支援を行います。
〔河川課、農村森林整備課、自然環境課〕
- ため池改修工事等にあわせ、外来種の生息・生育状況を確認し、必要に応じて関係市町村、地域団体と協議しながら、駆除活動に努めます。〔農村森林整備課〕

(4) 地球温暖化対策との連携

生物多様性の保全は地球温暖化と密接に関わりがあり、ともに省資源や省エネルギー型の社会への転換が必要となっています。総合的な地球温暖化対策と相互に関連し合いながら、生物多様性の保全を進める視点も重要です。

- 都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。〔公園街路課、環境保全課〕
- 屋上緑化や壁面緑化については、地球温暖化問題への貢献度とともに、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握と地域在来種による緑化等、効果的な緑化方法を研究します。〔自然環境課〕
- 間伐材等木質バイオマスの有効利用の推進については、森林保全、林業振興、地域産業活性化、生物多様性保全、地球温暖化対策等の経済と環境が両立する複合的な効果が高いことから、他県の先進的な事例を参考にするなどして、森林資源の地産地消・環境貢献型のモデルを検討していきます。〔林業振興課〕

(5) 環境影響評価制度の充実・強化

本県では、環境影響評価法の対象規模に満たない事業や法が対象としない事業であって一定規模以上のものに対して、福岡県環境影響評価条例により、環境影響評価の実施を義務付けています。さらに、条例の対象規模に満たない事業についても、一定規模以上の開発行為を行う場合には、「開発事業に対する環境保全対策要綱」により、簡易な環境影響評価の実施を求めています。今後、より生物多様性保全等を考慮した環境影響評価制度への見直しが必要となっています。

【重点プロジェクト8】環境影響評価制度の充実

平成23年4月の環境影響評価法改正を踏まえ、条例においてもより実効性のある制度への見直しを検討し、改正を進めます。特に、生物多様性基本法において定められた計画立案段階での生物多様性に係る環境影響評価の推進を図るため「配慮書手続」を導入するほか、「事後調査手続の透明性と信頼性を高めるための当該結果の公表」など、より実効性のある制度への見直しを検討し、改正を進めます。〔自然環境課〕

- 各事業の実施にあたり、環境影響評価手続が適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かなふれあい」の観点もふまえた環境保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要に応じ、事業者に対して意見を述べます。〔自然環境課〕
- 環境影響評価の実施における技術的事項等を定めた「福岡県環境影響評価技術指針」や「環境保全技術指針」について、生物多様性配慮の視点からの評価（生態系の保全、重要地域や生態系ネットワークへの配慮等）を導入し、事業者に対して生物多様性保全に関する環境配慮をより一層促進する制度にすることを検討します。〔自然環境課〕
- 一定規模以上の開発行為に対しては、希少種及びその生息・生育地の保護の観点から必要に応じて「環境保全協定」または「自然環境保全協定」を締結していますが、今後は生物多様性保全の観点から、その内容及び締結基準を見直すことを検討します。〔自然環境課〕

(6) 生物多様性に配慮した公共工事の推進

開発は、高度経済成長期や 1980 年代後半から 90 年代初頭のバブル経済期と比べると近年比較的少なくなり、安定化に向かっているといえますが、種の絶滅要因のなかで最大要因のひとつであり、現在なお、その影響は続いているとされています。開発に伴う影響を適切に回避、または低減するという対応が必要であり、さらに、既に消失、劣化した生態系については、科学的な知見に基づいてその再生を積極的に進めることが必要です。

① 公共工事全般に関する取組

交通基盤施設や国土保全防災施設等に関する各種公共工事において、社会面・経済面のみならず環境面も考慮した質の高い公共工事が求められており、生物多様性の保全等への配慮の視点が必要になっています。

【重点プロジェクト9】公共工事配慮指針の策定

県が実施する公共工事における「計画地周辺の動植物の把握」や「希少種などの生息・生育環境への影響の回避・低減」、「在来種を活用した緑化」などの、生物多様性への配慮を率先して推進するため、「福岡県公共工事配慮指針」(仮称)を策定し、既存の各技術指針にも、その考え方を反映していきます。〔自然環境課、関係各課〕

【重点プロジェクト10】緑化ガイドラインの策定

外来緑化植物の繁殖や寄生虫が、生態系へ影響を及ぼす場合があることから、県の公共施設や公共工事における緑化について、取扱いの基本的な考え方などを整理し、生物多様性を考慮した緑化を推進するための指針を策定します。〔自然環境課、関係各課〕

- 県が発注する公共工事が生物多様性に配慮したものとなるよう、仕様書にその趣旨を記載します。〔企画交通課、農山漁村振興課〕
- 県が調達する物品や発注する公共工事が生物多様性の保全や資源の持続可能な利用に資するよう「福岡県環境物品等調達方針」を策定しています。引き続きこの方針を運用し、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献します。〔環境保全課〕
- 県民の価値観が多様化する中、社会資本整備を円滑に進めるためには、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的な検討が行われる必要があります。そして、事業に対する理解と協力、さらには整備後の管理に利用者としての貢献を喚起するため、構想段階から県民と「協働」して整備を進めるような関係を構築することが重要となっています。

このため、道路、河川、海岸施設等の社会資本の整備及び維持管理にあたっては、事業の構想段階から多様な主体の参画による合意形成や参加と責任を促す取組を進めます。特に、環境面からは生物多様性に配慮した取組を進めるため、地域の環境を熟知する関係団体や専門的知見を有する人材の参画に努めます。

〔道路建設課、河川課、港湾課、農村森林整備課、水産振興課〕

② 山地・森林における取組

森林には、陸域の動植物の多くが生息・生育し生態系ネットワークの根幹として重要な機能を有しています。森林の多面的機能の発揮や山地災害対策にかかる治山・砂防等の諸事業において、生物多様性に配慮した取組が必要です。

- 国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全などの森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、国が策定した「森林整備保全事業計画」にもとづき、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。このことを通じて、生物多様性などの森林の多面的機能の発揮を図ります。
〔農村森林整備課〕
- 治山施設は、自然豊かな地域の中に整備される施設であるため、その整備においては、間伐材等自然素材を活かした工法の導入などの取組を進め、景観との調和、溪流生態系等自然環境の保全・形成と国土の保全との両立を目指します。〔農村森林整備課〕
- 治山施設の整備に際しては、豪雨、地すべり等による山地災害を防止するだけでなく、平常時の溪流環境の連続性や生物の生息・生育環境の保全、さらには下流域への土砂供給による海岸砂浜等の形成を考慮し、必要に応じて透過型治山ダムの整備や既設治山ダムの透過型化に努めます。〔農村森林整備課〕
- 山地災害復旧における植林においては、生物多様性や水土保持などの森林の多面的機能が十分に発揮され、地域の生態系に配慮した植栽木を選定します。
〔農村森林整備課〕
- ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林などにおいて、下層植生豊かな森林形成や広葉樹林化など浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することで、森林と生物多様性の保全を図ります。
〔農山漁村振興課、農村森林整備課〕
- 林内の路網整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道及び森林作業道の適切な組合せによる整備を推進します。特に、林道については、計画、設計、

施工全ての段階での周囲の環境との調和を図り、生物多様性に配慮したものとします。

〔農村森林整備課〕

- 都市周縁に広がる山麓斜面において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を整備することや荒廃地における樹林帯の整備など緑化対策を推進することにより、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がるビオトープ空間の保全・再生・創出など、良好な景観の保全に寄与します。

〔農村森林整備課、都市計画課〕

- 里地里山地域においては、社会環境の変化によって生活と一体となった管理が不十分になり、荒廃した流域斜面が拡大し土砂災害及び流木災害発生のおそれが高まっていることから、地域と協働して地域の間伐材を活用した斜面整備や風倒木の処理、あるいは在来植生の植栽などを実施することにより、荒廃流域の復元や斜面からの土砂流出等を抑制するための対策を推進することで、地域防災力を高めるとともに自然環境や生物多様性の保全に寄与します。〔農村森林整備課〕

- 砂防堰堤（えんてい）の整備にあたっては、豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため過剰な土砂流出を抑制するとともに、平常時の溪流環境の連続性や生物の生息・生育環境の保全、さらには下流域への土砂供給による海岸砂浜等の形成のため、防災機能を確保し現場条件等を考慮した上で、透過型砂防堰堤の整備を渓岸浸食防止等に配慮しつつ進めます。〔砂防課〕



透過型砂防ダム。通常は流れてくる土砂を貯めずに下流に流し、土石流が起きた場合にだけ土砂や流木を食い止められる構造になっています。透過型砂防ダムの利点として、以下が挙げられます。

- ①動物等の行き来が砂防ダムにより遮断されない。
- ②小洪水では土石を堆積させないため、下流に安定した土砂供給が行え、海岸等への土砂供給等に寄与する。

- 優れた自然環境や社会的環境をもつ地域などの溪流において、防災機能を確保し現場条件等を考慮した上で、自然環境との調和や景観の向上、生態系の回復などを図り、周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境の再生を目的として、水と緑豊かな溪流砂防事業などを推進します。〔砂防課〕

- 山腹や斜面对策における緑化吹付けや植生マットなどの工法採用には、地元産種子の配合検討や土質・気候に順応する植物の選定などに配慮します。土質や斜面勾配などにより緑化が困難な場合でも、改変面積の縮小や部分緑化などの検討を十分行った上で実施

します。〔農村森林整備課、砂防課〕

③ 農村における取組

農村地域には多様な生物が生息するなど豊かな自然環境が残されていますが、これは農業生産活動などの人の働きかけによって維持されている二次的な自然環境で、このような環境でしかみられない数多くの野生生物の生息場所となっています。したがって、農村地域において農業を振興することは、これらの二次的な自然環境とそこにすむ生物を保全する上で非常に重要であり、生物の生息環境の保全などに配慮した農業生産基盤の整備の推進が必要です。

- 農業農村整備事業の実施にあたっては「福岡県農業農村整備環境対策指針」及び市町村が策定した「農村環境計画（田園環境整備マスタープラン）」をふまえ、農村の自然や景観等への負荷や影響の回避・低減を図ってきたところであり、引き続き自然環境に配慮した事業実施を推進していきます。〔農山漁村振興課〕
- 河川から水田、水路、ため池、集落、山林などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークの保全を進めます。具体的には、地域全体を視野に入れて、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した農業農村整備事業を進めます。〔農山漁村振興課〕
- 農業農村整備事業の実施に際しては、計画段階から地域の環境情報協議会などを通じて、生物多様性配慮の視点を導入するとともに、地域住民の理解・参画を得ながら、適宜専門家の助言を得て計画的に推進していきます。整備した施設は、地域の農業者だけでなく多様な主体の参画により保全管理できる取組等を支援していきます。〔農山漁村振興課、農村森林整備課、水田農業振興課〕
- ため池や水路等の施設整備に際しては、農業用施設としての機能性、安全性を基本に、関係機関と十分協議し、可能である場合、親水機能や自然景観、生物多様性の保全に配慮し、人々が農村の自然にふれ合う場、相互に交流する場としての活用できる事業計画の策定を図ります。〔農村森林整備課、農山漁村振興課〕

コラム 16 配慮工法により保全された絶滅危惧種アサザ

アサザは多年生の水草で、夏から秋にかけて直径3～4cmの黄色い花を咲かせます。県内の生育地は数か所に限られ、県レッドデータブックにおいて絶滅危惧種に選定されています。筑後市内のクリークに生育しているアサザは、平成23年度に行われた改修工事（クリーク防災機能保全対策事業）において、生育可能な水深に覆土区画を創出するという配慮工法を採用した結果、無事に保全されました。平成24年度からは、消失の危険性を回避させるために、一部の個体を県立八女高等学校において系統栽培（絶滅のリスク回避の株分けの栽培）しており、今後、地域一体となった保全の取組が進められる予定です。



アサザ



アサザに配慮したクリーク改修状況

④ 都市における取組

高度な土地利用、高い環境負荷が集中する都市において、水や緑豊かな自然的環境を有する空間は他の地域に比べ限定的であり、その分、生物の生息・生育の場として重要な位置づけをもっています。このため、都市公園や学校を初めとする公共施設、工場・事業所、個人住宅など、様々な空間において、都市域における失われた自然環境の復元とその適切な維持管理が求められます。また、集約型都市構造への転換を進め、自然と調和した都市づくりが重要です。

- 未策定市町村における「緑の基本計画（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）」の策定を支援するとともに、すでに策定済みの市町村についても、策定後一定期間が経過したものについては、社会情勢の変化などに対応した見直しの誘導を図ります。その際、国が策定した「都市緑地法運用指針」や「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」をふまえ、広域的な見地から生物多様性の確保に配慮した「緑の基本計画」になるよう市町村の誘導を図ります。

〔公園街路課〕

第4章 行動計画

- 県民の自然環境に対する関心が高まる中、自然とのふれあいや緑豊かな環境の形成、多様な生物を育むといった都市公園の機能が期待されています。こうした期待に応えるため、人間にとっても動植物にとっても快適な空間となるよう都市公園の整備を推進していきます。〔公園街路課〕
- 街路樹の設置に際しては、単一樹種への偏りの防止、地域特性に基づいた在来樹種の選定のほか、生態系ネットワーク形成を考慮した樹種の導入を図ります。また、街路樹の設置や枝打ちを含む管理は、生きものの生息環境調査などにもとづく適切な方針を検討して実施し、生きものの移動経路としての機能の確保に配慮します。〔公園街路課〕
- 道路建設にあたっては、自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それをふまえた上で、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に努めます。また、動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。〔道路建設課、道路維持課、公園街路課、農村森林整備課〕
- 道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化に努めます。〔道路建設課、道路維持課、公園街路課、農村森林整備課〕
- 道路整備により植樹を行う場合は、周辺の自然環境に配慮しながら、樹種などの工夫を行い、動植物の生息・生育環境の形成に努めます。〔道路建設課、道路維持課、公園街路課、農村森林整備課〕
- 都市の市街地に残された動植物の生息拠点となる樹林地や、都市近郊の里地里山などは、生物多様性を確保する観点から、特別緑地保全地区や緑地保全地域制度等を活用し、市町村と連携しながら保全に取り組みます。また、屋敷林などの既存の緑地や人工地盤・建築物敷地内においても、積極的に都市緑地法にもとづく市民緑地制度を活用し、生物の生息・生育域の保全・再生・創出など市町村の取組を支援します。〔公園街路課〕
- 風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物の生息・生育の場を提供していることから、今後も制度的確な運用を図ります。〔都市計画課、公園街路課〕

⑤ 河川における取組

河川は、多様な生物の生息・生育空間として豊かな生態系を育てており、森林、都市、沿岸など上流から下流に至る各地域を連続した空間として結びつける生態系ネットワークの基軸となる役割を果たしています。平成9年の河川法改正をうけ、治水・利水とともに河川環境の保全と整備が目的として位置づけられており、生物多様性の視点が重要となっています。

- 河川改修にあたっては「多自然川づくり」の理念を基本とし、上流から下流まで、河川全体の自然の営みと、地域の歴史・文化との調和を視野に入れ、河川が本来有している多様な河川景観を保全・再生し、在来の生物の生息環境と生物多様性の向上に配慮した河川管理を行います。特に県内に多い中小河川については「中小河川に関する河道計画の技術基準」に基づいた河川改修計画の推進を図っていきます。

〔河川課〕

- 治水と生態系保全の両立を最大限考慮し、改修後にも長期的には良好な自然環境の復元が可能となるよう、「多自然川づくり」を行います。また、「多自然川づくり」を行った区間については生態系が復元しているのかチェックを行い、必要に応じて再工事を行うなど順応的な管理を多くの事業で取り入れていきます。

〔河川課〕

- 水系の連続性確保のため河川内の堰（せき）等の横断構造物に魚道を整備する取組をさらに進めます。加えて、河川とその流域の水路、ため池、水田等との間の生物の移動を妨げる落差等についても、事業計画時に動物の生息状況の把握に努め、後の管理者となる関係機関と対策工法を検討、協議し、流域全体の連続性の確保に努めます。

〔河川課、農村森林整備課、農山漁村振興課〕

- 総合的治水の観点から調整池や調節池の設置を進めるとともに、設置に際しては、治水機能の確保と併せて、既存の自然環境の保全・復元に努め、生物多様性の保全への貢献を図ります。

〔河川課〕

- 河川やダム湖の水辺に群落を形成する水生植物は、浄化機能を有するだけでなく、魚類やそのエサとなる水生昆虫などの水生生物の生息地として貴重な生態系のひとつです。河川やダム湖の整備にあたっては、水生植物群落を適切に維持管理し、望ましい生態系の確保に努めます。

〔河川課、河川開発課〕

- 堤防の治水機能の維持、増進などに役立つ樹林帯については、自然生態系の保全・創出や散策、鑑賞や自然体験といったレクリエーション利用に配慮した整備を必要に応じて



「多自然川づくりポイントブックⅢ」（日本河川協会）62
「中小河川に関する河道計画の技術基準について」の解説書です。

行います。〔河川課〕

- 多様な生物の生息環境としての河川の魅力を高めるため、河川整備計画の策定を通して住民意見を反映させていくことに加え、ビオトープの整備や水際植生の復元などの取組、川を活かしたまちづくり活動など様々な分野における市民団体との連携・協働を進めます。〔河川課〕
- ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するように慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていきます。また、供用後の調査成果をダム事業の計画や影響評価に反映させるよう努めていきます。〔河川開発課〕
- 河川における流量は生物多様性への影響も大きいことから、ダム下流域の河川環境を保全・再生するために、河川維持放流のほか、弾力的管理試験により貯留した貯留水を有効に活用し、流水の安定的確保に努めます。また、流水の正常な機能を維持するために必要な流量である正常流量について、河川整備基本方針への反映を検討していきます。〔河川課〕
- 川の生物多様性について、正しく理解し伝えられるスキルを身に付けた技術者の育成に努めます。〔河川課〕

コラム 17 上西郷川の多自然川づくり

国土交通省では平成 18 年に「多自然川づくり基本指針」を策定して、治水と環境が両立した川づくりの推進を図っています。福岡県内でも福津市を流れる西郷川の支流・上西郷川において、先進的な多自然川づくりが行われています。ここでは河川改修の実施にあわせて、地域住民、行政、コンサルタント会社、そして九州大学の研究者らが協働し、平成 19 年度からワークショップを行い、合意形成が図られてきました。その結果、多くの生物が生息する河川環境の再生に成功するとともに、子どもたちが笑顔で川で遊ぶ様子が頻繁に見られる地域とつながりの強い川となりつつあります。



改修前状況



改修後状況

⑥ 沿岸・海域における取組

海は地球の表面積の約70%を占め、沿岸域も含めて数多くの生物がそこで生活しており、生物多様性の保全上重要な地域です。特に里海と呼ばれている沿岸域は、干潟や岩礁帯、藻場など特異な生態系がみられ、豊かな生物多様性を育むと同時に、水産業を支える高い自然資源を持っていますが、一方で、沿岸域の開発など人為的な影響を受けやすい地域でもあります。東日本大震災を受けて津波対策等への社会的要請が高まるなか、安全確保と生物多様性の保全を同時に図っていくことが重要となっています。

- 海岸法の目的である防護・環境・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性をふまえた海岸環境の保全・再生を図る「自然共生型海岸づくり」を河川管理と連携しつつ推進します。推進にあたっては、構想段階から住民や施設の利用者、専門家などを含めた多様な主体の参画に努めます。
〔港湾課、水産振興課、農村森林整備課、河川課〕
- 安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現のため、海岸の侵食に関する実態把握、海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、「自然共生型海岸づくり」をふまえた生態系に配慮した海岸整備について事例収集と情報蓄積に努めます。また、保全すべき海岸環境について市町村や漁協など関係者が共通の認識を有するよう努めます。〔港湾課、水産振興課、農村森林整備課〕
- アカウミガメやカブトガニといった海生生物やクロツラヘラサギ、コアジサシ、チドリ類などの野鳥の生息場所となっている生物多様性保全上重要な海岸や自然景観との調和を図る必要が高い海岸においては、地域住民のほか、生態学や景観学の専門家の意見を取り入れながら施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜や干潟の保全などを行い、自然環境と調和した海岸の形成を推進します。
〔港湾課、水産振興課、自然環境課、農村森林整備課〕
- 自然海岸とそれに続く浅場などの沿岸域は多様な生物の生息・生育地となっています。これらのうち特に生物多様性保全上重要な地域においては、防波堤や護岸などの設置は、生物の生息環境に大きな影響を及ぼすことがあるため、緩傾斜護岸や石積み護岸など生物の生息環境に配慮した護岸形状を検討していきます。
〔港湾課、水産振興課、農村森林整備課〕
- 海岸保全施設の整備にあたっては、必要に応じて堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線的防護方式」から、沖合施設や砂浜なども組み合わせることにより、防護のみならず砂浜の再生、海岸へのアクセス向上などの点で環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換を検討していきます。その場合、海岸という卓越した自然環境のなかでの社会資本整備であることから、可能な限り自然の機能の保全に配慮します。
〔港湾課、水産振興課、農村森林整備課〕

第4章 行動計画

- 海岸環境整備において実施する海岸部の公園施設や遊歩道の設置に際しては、利用者のレクリエーション空間の創出だけでなく、生態系への影響や生物の生息・生育環境の創出という観点も考慮し、専門家の意見をふまえながら、事業を検討していきます。

〔水産振興課〕

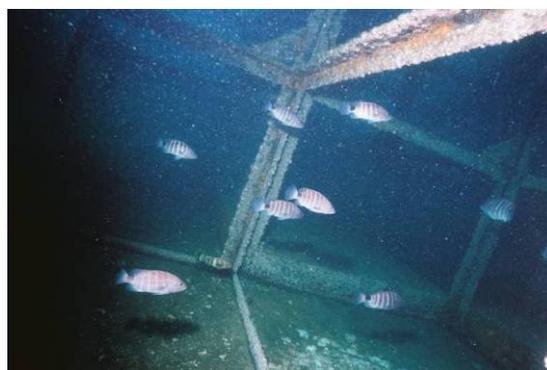
- 漁港漁場は、漁業の生産基盤であるのみならず、静穏な水域や生産性の高い環境を創出することにより、海洋生物の産卵場や仔稚魚（しちぎよ）の育成場として生物多様性にも大きく寄与しています。そのため漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、周辺の自然環境の改変を極力最小とし、生物多様性に配慮します。

加えて、漁港構造物に藻場機能及び海水交換機能を付加したり、自然環境への影響を緩和するための海浜などの整備を行ったりするなど、周辺の自然環境に調和するだけでなく、水産生物の良好な生息環境空間の創出を目指した漁港づくりを推進します。

〔水産振興課〕

- 魚礁や増殖場など漁場の整備においては、対象となる魚介類などの水産生物の集まりやすさや生育機能、産卵場機能や生物多様性の確保に配慮した構造・素材を採用するなど、水産資源の持続可能な利用に資する漁場づくりを推進します。

〔水産振興課〕



魚礁の状況

- 港湾緑地の整備にあたっては、地域住民が自然に親しめる空間とあわせて、多様な生物の生息・生育空間を創出できるように努めます。〔港湾課〕

- 港湾整備において、環境に配慮すべき場所では、干潟や藻場、磯場等の生物共生機能を付加させることにより、生物生息場を創出し、良好な海域環境の再生・創出に取り組みます。〔港湾課〕

- 玄界灘の海砂採取については、漁場や海岸侵食への影響をかんがみ、「福岡県一般海域管理運用要綱」により、採取区域等の規制を行っているところです。今後も、自然環境への影響を監視するために、継続的なモニタリング調査を実施するとともに、関係部局が連携して海砂採取の適正な管理を行っていきます。〔港湾課、自然環境課〕

⑦ 山地から海岸までの一貫した取組

陸域と海域は河川などを介して水・土砂・栄養塩類などの物質循環が行われており、これらにより、多様な生物の生息・生育空間が形成され、豊かな生物多様性がもたらされています。しかしながら、人間活動による様々な要因が健全な循環を阻害しており、これらの影響は、干潟の消失や赤潮等の発生など、河川の中下流域や沿岸域・海洋域等で顕在化する傾向にあります。山地から海岸まで水のつながりを一貫して捉えた対策が必要となっています。

- 山地渓流域から河川、海岸にいたる土砂の移動は、河川域における河原や淵（ふち）の形成、河口域の干潟、海岸域の砂浜の形成など、多様な生態系や景観を育んでいます。しかし、堰（せき）やダム等の土砂災害や治水、利水事業により県民生活の向上が図られた一方で、河川や海岸域への土砂の供給量・流下量が減少しており、加えて海岸構造物による漂砂の遮断などの複合的な要因により、これら生態系や景観等に影響が生じています。このため、サンドバイパスなどの砂浜の回復・保全を目指す取組と併せて、流砂系全体の土砂動態の健全化を目指す総合的な土砂管理について取組を進めていきます。〔河川課、河川開発課、港湾課、砂防課、農村森林整備課、水産振興課〕
- 海域環境の変化や悪化の原因はいまだ十分に解明されていませんが、陸域から川などを通して運ばれる生活排水、栄養塩、土砂などと密接に関係しているほか、山林の荒廃や海岸の埋立てによる開発などが海の環境悪化につながるといわれています。このため、潮流・潮汐（ちょうせき）、水質、底質などの調査とともに、森林の機能向上、下水道や浄化槽の整備といった陸上からの水質負荷の低減及び海域環境に応じた手法による藻場造成、覆砂や作れいによる沿岸漁場の環境改善並びにこれらに関連する試験研究など、山・川・海にわたる様々な分野での施策を総合的、計画的に推進します。〔廃棄物対策課、農村森林整備課、林業振興課、水産振興課、河川課、港湾課、砂防課〕
- 田園地域・里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や漁業者等による広葉樹等の植林活動への支援、漁場保全のための森林整備など、森・川・海をつなぐ総合的な生物多様性保全の取組を積極的に推進します。〔林業振興課、農山漁村振興課、水産振興課〕
- 生物多様性の基盤となる河川、湖沼、沿岸域における総合的な水質保全を引き続き実施していきます。〔環境保全課〕
- 国は水生生物保全に係る環境基準の項目として、亜鉛に次いで、ノニルフェノールを追加したほか、新たに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸の追加を予定しています。こうした動向をふまえ、県でも、水生生物の生息特性に応じた水生生物保全に係る環境基準の類型指定を検討していきます。〔環境保全課〕

3. 生物多様性の持続可能な利用を図ります

(1) 生物多様性に配慮した農林水産業の推進

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、昔から人間による農林水産業の営みが、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物が生息・生育する上で重要な役割を果たしてきました。

本来、農林水産業は、工業等他産業とは異なり、自然と対立する形でなく順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを楽しむ生産活動です。農林水産業を持続可能なものとして維持・発展させていくためには、生物多様性の保全等の視点が重要です。

① 林業分野における取組

本県の森林は、戦後の荒廃した県土復旧のため、人工造林が積極的に推進され天然林の人工林化が進みました。しかし、木材価格の低迷などにより、森林所有者の林業経営に対する意欲が低下し、手入れの行き届かない人工林が増加した結果、木材供給だけではなく森林の豊かさ、すなわち森林の有する多面的機能の発揮への影響が懸念されます。一方で、自然災害の未然防止や地球温暖化対策への貢献、生物多様性の保全など森林の多面的機能に対して、国民や県民の期待・要望が高まっており、これらを深慮した多様な森林づくりが求められています。

- 本県の自然的・経済的・社会的条件をふまえて地域森林計画を策定します。策定に際しては、生物多様性保全機能など森林の有する機能毎の整備及び保全の目標等を定めます。また公益的機能別施業森林の区域（ゾーニング）に関して、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林等を「保健文化機能維持増進森林」とする等、地域の森林のマスタープランである市町村森林整備計画の指針を示します。〔農山漁村振興課〕
- 一定の広がりにおいて様々な樹種や生育段階から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、多様な森林整備を推進します。また、生物多様性保全上重要な森林生態系、希少な生物の生息・生育地、溪畔林など水辺森林の保全・管理及び連続性の確保、点在する希少な森林生態系の保全・管理等を進め、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図ります。〔林業振興課、農村森林整備課〕
- 人工林では計画的な伐採（主伐・間伐）を実施し原木の安定供給体制の構築を進めるとともに、天然林では適正な維持管理により、多様な森林づくりを推進し、二酸化炭素吸収や野生動植物の生息・生育地、水源かん養などの機能が発揮できる生物多様性保全をより重視した森林整備を進めます。また、人工林においても、希少な生物が生息・生育

するなど属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林または天然林に誘導します。

〔林業振興課、農村森林整備課〕

- 人工林において、間伐などの施業が十分に実施されていないことなどから、森林の有する多面的機能の発揮への影響が懸念されます。長期的な視野からの多様で健全な森林の整備が必要であり、地域の気象・地理的条件や立地条件に適した樹種の植栽や適切な間伐の実施はもとより、針広混交林化、広葉樹林化などによる多様な森林づくりを推進します。〔林業振興課、農村森林整備課〕
- 県有林においては、計画的な間伐の実施や長伐期化、広葉樹林の育成など多様な森づくりに努め、水源かん養や生物多様性の保全など公益的機能を十分に発揮する森林を育成していきます。また、県行造林についても、計画的な施業実施に努め、適正な管理を行っていきます。〔林業振興課〕
- 林業経営意欲の低下や環境意識の高まりに伴い、スギ・ヒノキの造林面積が減少し、広葉樹造林の増加が見込まれるなかで、広葉樹苗木の選択については、地域原種、耐候性、病虫害、遺伝的な多様性、遺伝子非かく乱性を考慮する必要があります。このため、県内での広葉樹造林に適した樹種の施業技術について、林業家や林業事業者などに普及指導します。〔林業振興課〕
- 森林所有者による適正な管理がなされていない人工林については、森林組合などの林業事業者による施業の集約化で、効率的な作業を進め、森林の公益的機能の維持を図ります。また、これによっても適正な管理がなされていない人工林については、治山事業などの必要な整備を行うこととし、森林の適正な管理と多様な森林づくりを推進します。〔林業振興課、農村森林整備課〕
- 人工林では、間伐など手入れが行われず放置されると、荒廃が進み森林が有する公益的機能が低下し、洪水や土砂災害などが発生する可能性が高まります。県民の安全・安心な生活を守るためには、荒廃した森林の再生が必要です。このため、森林環境税事業では、荒廃した森林の再生を目的とした人工林の間伐や広葉樹の植栽等に取り組み、引き続き、森林の公益的機能の維持増進を図ります。〔林業振興課〕
- 森林の有する多面的機能が継続的に発揮され、山村地域を活性化するためには、木材利用の推進が求められることから、「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」にもとづき、公共建築物等における県産木材の積極的利用を推進していきます。〔林業振興課〕
- 平成 18 年に国が策定した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイ

ドライン」にもとづき、森林認証などにより証明された木材・木材製品を県調達のみならず、市町村、民間企業、一般消費者まで普及していきます。

〔農山漁村振興課、林業振興課〕

- 生物多様性などの公益的機能を重視し長期的視点に立った市町村森林整備計画の策定を支援するフォレスターや森林施業プランナーの育成に取り組みます。

〔林業振興課〕

② 農業分野における取組

適切な農業生産活動は、生物多様性の保全や良好な景観の形成などにとって重要な役割を担っています。一方、農薬や肥料の過度な使用は、農村地域の自然環境ばかりでなく、川などの水質悪化を通じて漁場環境へも影響を及ぼします。生物多様性をより重視した農業生産の推進や農業生産技術の開発・普及等の取組が必要です。

- 「福岡県環境保全型農業推進計画」にもとづき、化学肥料、化学合成農薬を慣行の5割以上低減する栽培を認証する「福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証制度」の推進や、土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーについて、引き続き認定することで、生物多様性の保全に貢献します。

〔食の安全・地産地消課〕

- 化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入促進を図り、併せて生物多様性保全等に効果の高い営農活動の取組を支援します。支援対象となる生物多様性関連の取組メニューについては、国が全国一律に提示したものだけでなく、本県の自然的社会的条件に応じた特認取組を国に申請し、地域の生物多様性に貢献する環境保全型農業をより一層推進します。

〔経営技術支援課〕

- 病害虫などの防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、病害虫発生予察情報の活用やほ場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断にもとづき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理（IPM）を積極的に推進するとともに、天敵に影響の少ない化学合成農薬の利用などを推進します。これらの取組により、土壌微生物や地域に土着する天敵をはじめ農業生産環境における生物多様性保全をより重視した防除を推進します。〔経営技術支援課〕

- 環境保全型農業など生物多様性に貢献する農業を、広く県民に知ってもらうため、食育推進シンポジウムや食育推進県民大会、ふるさと農林水産フェア、試験研究機関の公開デーなど、様々な機会を活用し、継続的に普及啓発に取り組みます。

〔農林水産政策課、食の安全・地産地消課〕

- 「田んぼの生きもの調査」を推進し、農業を支え農業に支えられる生物多様性について、関係者の理解を深めます。〔農林水産政策課、食の安全・地産地消課〕
- 県内では、かつお菜、山潮菜、八媛在来かぼちゃ、蒲池大水芋などの伝統野菜が栽培されています。これら地方品種の栽培にあたっては関係機関とも連携の上、必要に応じて技術的支援を図っていきます。〔経営技術支援課〕
- 本県には、アイガモ農法をはじめ生きものを育む農林漁業が各地で行われており、これらの活動に関する情報や地域での取組事例の収集・提供に努めます。〔自然環境課〕
- 生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の実現可能性について、検討を進めます。〔自然環境課、食の安全・地産地消課〕

③ 漁業分野における取組

漁業は天然資源を利用する産業であることから、豊かな海の恵みの上に成り立っている環境依存型の産業です。従って、漁獲される生物種だけでなく、その餌生物などの漁獲されない生物も含めた生産力を支える生態系全体の健全さを保つことが重要です。将来にわたり海の恵みを享受していくために、海洋生物資源の適切な管理と持続可能な利用を図っていくことが重要です。

- 生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、資源管理型漁業の推進が必要であり、公的規制と併せて漁業者による自主的な資源管理が行われています。また、資源が著しく減少、あるいは広い海域で管理が必要な魚種については、関係県で資源管理方針を策定しており、これらの取組により、水産資源の保存・管理を推進します。〔漁業管理課〕
- 平成23年度に、新たに導入された資源管理・漁業所得補償対策の下、資源状況等に即して休漁、漁具・漁法の規制等の漁獲努力量の抑制、種苗放流、漁場改善などの適切かつ計画的な自主的資源管理をより一層推進する必要があります。このため、資源管理協議会を設置し、漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を策定しました。今後、指針・計画が着実に実行できるよう体制の整備等を国に働きかけるとともに、基本的に全ての漁業者が資源管理計画にもとづく資源管理に参加するよう促します。〔漁業管理課〕

第4章 行動計画

- 水産資源は、持続的な利用が可能な資源であり、その適切な保存・管理は、水産物の安定供給の確保と生物多様性保全の観点からも重要です。そのため、水産海洋技術センターでは、水産資源の動向把握評価を行うとともに、保存・管理については、最新の科学的知見に基づいた取組を行っています。〔漁業管理課〕
- 漁業免許付与に伴う漁業対象魚の増殖義務にかかる漁協の増殖活動について、最新の科学的知見と持続可能な漁業資源確保の観点から、種苗放流による増殖のほか、産卵場造成や生息環境の保全・再生による増殖についても普及に取り組みます。また種苗放流においては地域の遺伝的特性への配慮についても啓発に努めます。〔水産振興課〕
- 放流計画の策定、種苗の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系群への影響などに配慮するなど、県が策定した「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」に基づいた環境・生態系と調和した増殖を推進します。〔漁業管理課〕
- 養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。〔水産振興課〕
- 生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、オオクチバス、ブルーギル、ハス等の外来魚やオオカナダモ等の外来植物の防除研究、カワウの個体数管理、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。〔水産振興課〕

(2) 里地里山里海の適切な利用と管理

里地里山や里海といった身近な自然は、農林水産業を中心とする人と自然との長年にわたる関わりの中で形成されてきました。しかし、高度経済成長期を転換点とした産業構造や生活様式等の変化に伴い、人と自然の関わりが低下し、開発による消失や管理放棄による荒廃などが進んでいます。

一方で、里地里山里海が育んできた独特の自然景観や文化・伝統、多様な生きものが生息・生育する場、人々に潤いや安らぎを与えてくれる場としての重要性が再認識されています。また、最近では、上流域と下流域、都市と農山漁村といった生態系サービスの需給でつながる地域を「自然共生圏」として、一体でとらえ、両者がお互いを支えあう仕組みづくりに向けて、連携や交流を深めていくことの重要性が指摘されています。

このように、社会構造の変化に対応した新たな人と自然との関係や地域間の関係づくりを進める必要があります。

① 里地里山の適切な利用と管理

里地里山地域は、農地やため池、水路、雑木林など多様な環境から成り立っており、これらの多様な環境の組合せが、生きものに多様な生息・生育環境を提供し、里地里山地域の生物多様性を支えています。しかし、社会構造の変化により里山林の利用低下や耕作放棄地の増加などが進みつつあり、その維持管理のあり方が課題となっています。

さらに今後は、加速する高齢化や人口減少等をふまえ、より長期的な視点に立った検討も必要です。つまり、過去と同じ規模の里地里山全てを保全していくことはできないという視点に立って、地域によっては、地域の判断により、維持管理を進める場所と、自然遷移に委ねる場所を区分するなど、今後の保全管理のあり方を考えていく必要があります。

- 県内の里地里山里海のうち、生物多様性、景観及び文化的観点から重要な里地里山里海の抽出を検討します。〔自然環境課〕
- 森林環境学習や健康づくりの場、生物多様性の保全などの観点から里山林の価値が再認識されており、NPO等や、企業などによる里山林整備（樹木の除伐や竹林整備など）がみられるようになってきました。生活環境の保全や災害の防止、生物多様性などの公益的機能の保全、防災機能向上のための整備など、里山林に求められる新たなニーズに応えるため、多様な主体を活用しつつ、保全が図れるような仕組みづくりを推進します。〔農山漁村振興課、林業振興課、食の安全・地産地消課〕
- 森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる気運の向上を図るため、NPO等が自ら企画し、実行する森林づくり活動を支援します。特に、森林づくり活動に関心のある企業などを対象に、森林の整備・保全活動ができる森林をフィールドとして紹介し、活動の支援を行います。〔林業振興課〕

第4章 行動計画

- 竹林について、管理や樹種転換、拡大防止に向けた取組を通じて、生物多様性の保全に貢献します。〔林業振興課、農山漁村振興課〕
- 適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から「中山間地域等直接支払制度」で中山間地域などへの支援を行います。これにより地域協働活動を活性化し、中山間地域が有する県土の保全や生物多様性の保全等の様々な効果の発揮を図ります。〔農山漁村振興課〕
- 多様な生きものを育む場ともなる農地や農業水利施設等の資源が、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となっています。地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみでこれら資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を行う集落を支援します。さらに、集落・民間企業・行政等が協働して行う農村環境を活用した取組を支援します。〔農山漁村振興課、水田農業振興課、食の安全・地産地消課〕
- 優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、山村地域の活性化を図るため、以下の取組を推進します。
 - ・山村の主要な資源である森林を活かした新たな産業の創出
 - ・地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大
 - ・里山林など山村固有の未利用資源の活用
 - ・都市と山村の交流等を通じた山村への定住の促進のためのネットワーク化〔農山漁村振興課、林業振興課、食の安全・地産地消課〕
- 身近な自然や歴史・文化の再認識を通して、その保存・活用に対する意識を高揚・啓発するため、特に里地里山の棚田や里山林、屋敷や畑周辺の生垣景観等、歴史・文化と生物多様性とを結びつけた環境学習を推進します。〔自然環境課、文化財保護課、社会教育課〕
- 里地里山の保全活動の促進を図るため、伝統的生活文化の知恵や技術の再評価、継承や地域資源としての活用を含め、各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、発信します。〔自然環境課、文化財保護課〕

② 里海の適切な利用と管理

生物多様性が豊かで生産力の高い里海の保全・創出のためには、藻場・干潟の保全は重要な課題の一つです。藻場・干潟は多くの水産有用種の再生産にとって重要な環境であると同時に、鳥類をはじめとする様々な生物の重要な生息環境であり、さらに水質浄化の場や、人々の親水場となるなど多面的な機能を有しています。高度経済成長期以降、藻場・干潟は減少を続けており、その保全再生が必要です。

また、漁村は、里海の重要な構成要素であり、保全再生に向けての活動の場や主体として、中心的な役割を担っています。都市と漁村との交流を通じて、県民の里海に対する理解を深めるとともに、保全再生に向けた新たな協働関係の構築などが必要となっています。

- 藻場や干潟は、遺伝的多様性や地域固有性に配慮した海藻（草）や二枚貝稚貝の移植、有害生物の除去など適切な保全管理により、生態系の健全性を維持することができるため、漁業者を中心とした多様な担い手による藻場や干潟の保全活動を国と連携して推進します。

〔水産振興課〕



藻場

- 島嶼（とうしょ）地域は、本土地域と比べ、開発等の人為的影響が少ないことから、良好な生態系が保全され、絶滅危惧種などの生息・生育場所としても重要です。一方で、当地域の生態系は、小さな面積の中に微妙なバランスで成り立つ島嶼地域独特のものであり、生息・生育地の破壊や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域といえます。当地域の豊かな生物多様性とその価値を、島民をはじめ多くの県民に気付いてもらい、保全と地域資源としての利用に向けた取組を促進します。〔自然環境課〕
- ブルートourリズム等による漁村の文化や生活体験、また潮干狩り、地引網などによる漁業体験を通じて都市と漁村の交流を促進し、漁村の活性化を図るとともに、海の環境や漁業に対する理解や関心を高めます。〔水産振興課、自然環境課〕
- 平成21年7月に成立した「海岸漂着物処理推進法」にもとづき、平成24年3月に「福岡県海岸漂着物対策地域計画」を策定しました。この計画にもとづき、福岡県海岸漂着物対策推進協議会において関係部局や関係機関と連携を図りながら、海岸漂着物対策の推進に努めます。〔廃棄物対策課、水産振興課、港湾課〕
- 漁場へ流入したごみは、河岸や海浜に漂着するとともに漂流し、あるいは海底に堆積します。これらは、漁業操業だけでなく、海産生物の生息にも支障を及ぼします。このため、漁場整備に関する国事業を活用して海底堆積ゴミの回収に取り組むほか、漁業者が

第4章 行動計画

行う漂流ゴミの回収作業に対する支援体制の整備に取り組むことで、漁場再生と併せて生態系への保全に貢献します。〔水産振興課〕

- 海岸におけるごみ対策や清掃などについては、地域住民やNPO等の協力を得ながら進めるとともに、無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努めます。さらに、こうした地域住民との連携を図り、海岸愛護活動の実施や環境教育の充実に努めます。
〔廃棄物対策課、港湾課、農村森林整備課、水産振興課〕

4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

(1) 行政施策への浸透

行政施策は、環境のみならず、県土保全、社会資本整備、産業・科学技術振興、農林水産業の振興、モノづくり、人づくり、まちづくり、教育・文化の振興など、広範な分野で展開し、かつ国から市町村まで多層的に及びます。これらの関連施策が生物多様性を考慮したものであることで、社会全体による生物多様性を支える基盤づくりの推進が期待されます。

① 県政における生物多様性の浸透

【重点プロジェクト11】

県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入

国土利用計画、土地利用基本計画、農業・農村振興基本計画、森林・林業基本計画、水産振興基本計画、企業立地促進法基本計画などの各種基本計画や、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、河川整備基本方針などの各種指針の策定にあたっては、計画相互の整合性を勘案して計画を立案し、生物多様性の保全等に配慮する旨の方針を示します。
〔総合政策課、農林水産政策課、水産振興課、河川課、港湾課、都市計画課〕

- 部局横断的な取組を推進するため目的に応じた庁内連携会議の設置や、生物多様性に関する職員研修を行います。〔自然環境課〕
- 保健福祉環境事務所に設置する地域環境協議会において、NPO等、事業所、市町村や県出先機関等の構成組織が相互に連携・協働しながら地域に根差した生物多様性保全活動の促進や普及啓発等に取り組みます。このことで、生物多様性に関する構成組織の意識の向上や活動の担い手育成を図っていきます。〔自然環境課、環境政策課〕

② 市町村の取組促進と支援

- 地域の生物多様性の保全等には、地域の社会的自然的条件に則した取組が必要であり、生物多様性基本法は、地方自治体による施策の総合的かつ計画的な推進を求めています。そこで、県内の市町村による生物多様性地域戦略の策定を支援、促進するため、市町村担当者会議やメーリングリストを通じた情報提供や具体的なアドバイスを適宜行うほか、必要に応じて研修会などを行います。〔自然環境課〕
- 「生物多様性地域連携促進法」にもとづく地域連携活動計画の策定を促進するため、多様な主体の参加による地域セミナーを開催することにより、法令や制度に対する理解促進、優良事例や課題の共有、関係者の連携に向けた機運醸成を図ります。
〔自然環境課〕

- 市町村が実施する絶滅危惧種等の保護事業や里山の生物多様性の保全・再生事業等、生物多様性の保全に資する事業の実施を支援します。〔自然環境課〕

コラム 18 オニバス再生プロジェクト

遠賀町にある蟹喰(がにはみ)池は、オニバス（スイレンの仲間の一年草、葉は大きなものでは直径 2mほどになります）の生育地です。オニバスは絶滅危惧種で、遠賀町の天然記念物にも指定されています。

蟹喰池では、池の水環境の悪化から、平成 15 年を最後にオニバスの発芽・生育が確認されておらず、絶滅が懸念されていました。

遠賀町と福岡県（宗像・遠賀保健福祉環境事務所及び保健環境研究所）が連携して、蟹喰池のオニバスの再生に向け、池干しや外来植物の除去等を行ったところ、9 年ぶりにオニバスが発芽・成長し、結実も確認できました。



オニバス再生のための池干し



発芽・成長した蟹喰(がにはみ)池のオニバス

(2) 多様な主体の参画促進

県土の生物多様性の保全は、戦略を策定・実施するだけで実現できるものではなく、固有の自然を対象とした地域における活動とその活動の主体を担うコミュニティの存在によって支えられるものであり、地域住民や事業者、NPO等の参画と主体的な取組を促進する地域づくりの視点が重要です。

① 地域活動の促進

植林、間伐などの森林整備や耕作放棄地の解消、農業施設の管理、海岸・河川の清掃などの地域が取り組む活動は、生物多様性の保全だけでなく、人と人、人と自然のつながり、地域への誇りと愛着、都市と農村の交流やバイオマスなど地域資源を活かした新たな産業創出が生まれ、少子高齢化や過疎化等それぞれの地域が抱える課題を乗り越えるきっかけになることが期待されます。

- 現在では、多くの人々が自然環境や野生動植物に関心を持つようになってきていますが、実際にNPO等の活動に参加している人はまだ一部に限られています。その原因の一つと考えられるのが、参加するきっかけや動機づけの機会不足です。保健福祉環境事務所では、地域環境協議会(前述)に参画するNPO等、事業所、市町村や県出先機関等の構成組織が相互に連携・協働しながら、地域住民の参加と交流の機会を積極的に創出し、これらを通じて新たな保全活動を促進します。
〔自然環境課、社会活動推進課、環境政策課〕
- 森林林業技術センターにおいて、自然再生や生物多様性の保全に取り組む市民団体の活動への支援を推進します。〔林業振興課〕
- 水産庁環境生態系保全活動支援事業等を活用した藻場の保全活動に際しては、水産海洋技術センターにおいて、保全活動の効果把握など技術的な支援に取り組みます。
〔水産振興課〕
- 天然記念物の保護のためには、地元住民の参加が不可欠であるため、適切な管理マニュアルの作成などにより保護活動を支援していきます。〔文化財保護課〕

② 企業の取組促進と支援

事業者は、製品やサービスを通じて、自然の恵みを広く社会に供給する重要な役割を担っています。直接的に生物資源を扱わない事業者であっても、その事業活動の多くは、間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えています。事業者が、消費者を含めた多様な主体と連携しながら、生物多様性保全等に取り組むことは、社会全体の動きを自然共生社会の実現に向けて加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続していくためにも必要です。

- 事業者に対し、国が策定した「生物多様性民間参画ガイドライン」の普及広報や、県内企業の優良取組事例の紹介等を通じて、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことを促進します。〔自然環境課〕
- 事業者に対し、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を測る指標、生物多様性の保全に寄与する優れた取組に対する表彰制度などの情報を収集・発信することにより、生物多様性への民間参画を促進します。
〔自然環境課〕
- 企業が所有している土地で、良好な自然環境が維持されている土地については、野生生物の保全活動や環境教育の場として活用していくことが望まれます。さらに、都市部のあまり利用されていない所有地については、身近な生きものの生息・生育地やビオト

づくりの場などとしての活用も考えられるため、企業の社会貢献活動の一環としてこれらの土地を積極的に有効活用するよう働きかけていきます。〔自然環境課〕

- 「工場立地法」により一定規模以上の工場に義務づけられている緑地について、生物多様性に貢献する緑地となるよう、助言・提案を行える仕組みづくりを検討します。
〔企業立地課〕
- 「都市計画法」にもとづく開発行為のほか、岩石採取、林地開発及び土砂埋立て等の許可・認可に係る計画地において、事業者が取り組む緑化再生が、生物多様性に資するものとなるよう、マニュアルを作成・配付するなどして自主的な取組を支援します。
〔自然環境課、工業保安課、農山漁村振興課、都市計画課〕

(3) 連携促進によるネットワーク化

生物多様性の保全に向けた活動は、長期間継続して取り組んでいくことが重要ですが、個人や特定の団体の努力に頼った活動は、長期間継続していくことが困難な場合があります。このため、各主体間の連携や協働による地域社会での取組体制の構築やネットワークの形成など、取組を継続していくための仕組みづくりが重要です。これにより、個々の地域での点的な取組や個別の主体の取組も、面的にも分野的にも横断的な取組に発展していくことが期待されます。

【重点プロジェクト12】多様な主体による交流の場づくりの推進

県内各地域において、それぞれの自然的社会的条件をふまえた地域活動が展開されていますが、地域内の各主体が連携をはかる機会は、それほど多くはありません。県民、NPO等、事業者、行政機関、学校機関などの相互理解と連携・協働した環境保全活動を促進するため、多様な主体が交流し情報共有ができる場を設け、異なる立場の人々が有機的につながるネットワークづくりを推進します。〔自然環境課〕

- 生物多様性保全活動に取り組むNPO等と行政や企業との協働を促進します。
〔自然環境課、社会活動推進課〕
- 企業が、生物多様性保全に関する専門性とネットワークを持つNPO等とパートナーシップを組むことで、企業の社会貢献活動の充実が図れます。こうした協働・連携の取組を促進するため、生物多様性保全に関心を持つ企業と、企業のもつ資源を活用した協働を希望するNPO等とのマッチングを支援します。〔自然環境課、社会活動推進課〕
- 地域の保全活動は、地域の特性に応じた生物多様性の保全を進める上で重要です。このため、県内各地で、地域の保全活動の促進や多様な主体の連携促進に向けた以下の情報

整備と公開を進めます。

- ・各地の活動状況の紹介による保全活動の見える化
 - ・保全・管理の担い手を必要とするフィールド情報
 - ・専門家・コーディネーター情報
- 〔自然環境課、社会活動推進課〕

- 河川愛護活動の支援を推進するとともに、川で体験活動を行う人々の交流促進などを支援します。〔河川課〕

コラム19 交流の場づくり

南筑後地域自然共生連絡協議会（事務局：南筑後保健福祉環境事務所）では、地域の保全活動の促進や各団体の取組支援を図るため、団体間の意見交換及び情報共有や地域住民へのPRを行う場「南筑後地域自然共生活動報告会」を開催しました。

団体関係者、地域住民、行政関係者など50名の参加があり、5つの団体から活動報告があった後、交流会を行いました。

参加者からは「様々な団体の活動内容を知り参考になった。」「地域の方のいろいろな取組に感心しました。」という声が聞かれました。



「南筑後地域自然共生活動報告会」開催状況

(4) 人材育成と活用

地域での保全活動や生物多様性に関する教育や調査研究などを担う人材の確保が課題となっています。例えば、学校教育において新学習指導要領で生物多様性に関する内容の充実が図られましたが、社会教育を含めた教育の現場で生物多様性について十分に理解し、教えることができる人材の育成や活用が求められています。また、専門的な知識や技術を持った人材が活躍できる場や機会を増やしていくことも重要です。

【重点プロジェクト13】生物多様性アドバイザー制度の構築

生物多様性の普及や保全、担い手育成、各主体間の連携促進や地域資源の発掘・活用に関して専門性を有する人材（(仮称)生物多様性アドバイザー）を登録し、公開します。このアドバイザー制度が、県のほか、市町村やNPO等、企業などが取り組む啓発、保全、調査研究、人材育成、地域づくり、社会貢献などに活用されることで、多様な主体による参画を促進し、社会全体あげての生物多様性の保全等の推進を図ります。

〔自然環境課、関係各課〕

- 森林林業技術センターにおいて、森林環境教育を推進するために必要な人材の育成及び人材のネットワーク化を推進するとともに、その中で育成人材の生物多様性に関する理解促進に努めます。〔林業振興課〕

(5) 調査研究の推進

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた行動が進まない背景のひとつに、生物多様性の状態が十分に把握されておらず、科学的認識にもとづく評価が不足していることがあげられます。行政機関、調査研究機関、NPO等、専門家、市民などが保有する情報をお互いが利用しやすい形で提供し、状況把握につなげていくことが重要です。また、科学的知見やデータを政策や具体的な対策に活かしていくことが必要です。

- 本県の生物多様性に関する調査研究、科学的情報の集約・発信、標本の管理、保全・再生の取組に対する専門的支援等を一括して行う中核的拠点の設置を保健環境研究所において検討します。この拠点が核となり、関係部局、市町村、NPO等、その他調査研究機関、専門家等が保有する生物多様性情報を統合するとともに、相互利用・共有化に向けたネットワークの構築を進めます。〔自然環境課〕
- 生物多様性に関する科学的知見やデータを充実させるため、保健環境研究所をはじめとする県の試験研究機関において、生物多様性の保全・再生に関する調査研究を進めます。〔自然環境課、関係各課〕

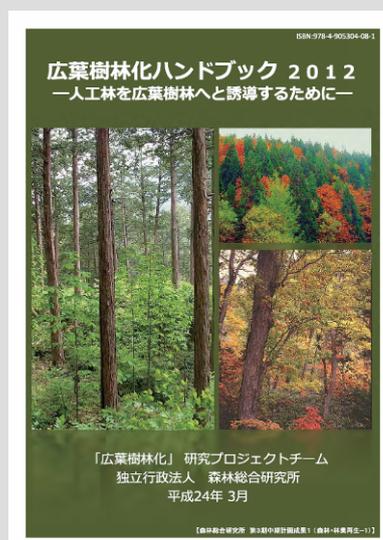
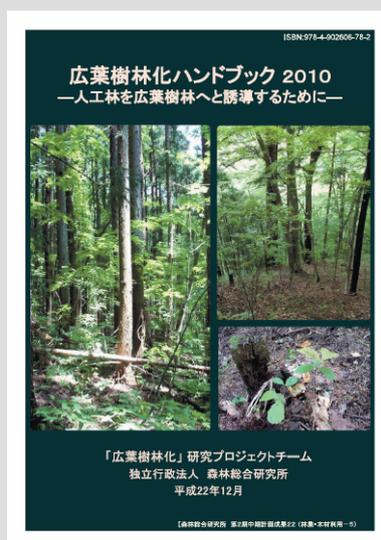
- 県内の生物多様性の現状を把握するため、保健環境研究所が中心となって環境省自然環境保全基礎調査結果及び福岡県レッドデータブック調査情報などを集約して、生物多様性地理情報システムを構築します。得られた情報については、関係部局における活用体制を整備するとともに、希少種情報等に配慮しつつ、市町村や保全団体、事業者、一般県民などに広く公開することで、保全に向けた取組を推進します。
〔自然環境課〕
- 生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理を行うため、病虫獣害に対する被害軽減技術の開発及び生物多様性を保全するための森林管理技術の開発を行います。
〔林業振興課〕

コラム 20 人工林の広葉樹林化予測モデルの開発

これまでの針葉樹の一斉林から、針葉樹と広葉樹が混じった森林や様々な広葉樹が交じり合った森林など、多様な森林への転換が求められています。森林林業技術センターでは、自然の力を活用した広葉樹林技術について全国の研究機関と共同で研究を行いました。

この結果、県内のスギ・ヒノキ人工林で、間伐後に芽生える広葉樹稚樹数を予測する更新予測モデルを作成し、標高 600m 未満では広葉樹林化できる可能性が高いことがわかりました。

これらの共同研究の成果は「広葉樹林化ハンドブック 2012」及び「樹木データベース」としてまとめられています。



第4章 行動計画

- 都市や河川、ため池、水田、森林などの生物多様性の状況がわかる指標を開発し、市町村やNPO等が行う生物多様性評価や取組の進捗状況の把握等を支援し、保全の取組を促進します。〔自然環境課〕
- 県内の生物多様性の現状を評価するためのモニタリングシステム構築に向けて、保健環境研究所が中心となって生物指標やモニタリングサイトの選定などを検討していきます。〔自然環境課〕
- 河川水辺の国勢調査や本県の各種調査結果を活用し、県内の河川環境に関する情報を収集するとともに、全県的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握します。〔河川課、自然環境課〕
- 沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進するため、藻場、干潟等など浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査等、海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を、国を含めた関係部局の連携のもとに進めます。〔水産振興課、漁業管理課〕
- 「有明海の再生に関する福岡県計画」にもとづき、県の試験研究機関をはじめ、国、大学、市町村、民間関係機関等と連携を図りつつ、有明海の海域環境の保全と改善、当該海域における水産資源の回復等に関する調査研究及び技術開発に取り組みます。〔漁業管理課、水産振興課〕